

[資料]

## 1995年3月17日政令第175号

——イタリア保険法典（2）——

岡 田 豊 基

イタリアでは1995年の保険業法改正にあたり、損害保険（非生命保険）事業に関しては1995年3月17日政令第175号を制定し、1978年6月10日法律第295号<sup>(1)</sup>を廃止した。とりわけ、旧法に比較すると、技術的準備金の内容が豊富になっており（損害保険政令第23条～第32条。以下、同じ<sup>(2)</sup>）、このことから、イタリア保険業界において頻繁にみられる保険企業の破綻を事前に防ごうとする姿勢が見られよう。

この改正で際立ったのが、いわゆる緊急事態に関する保険、すなわち権利保護保険および救援費用保険であるとされる<sup>(3)</sup>。これらについては、今回、新たな規定が挿入されている。このうち、前者は、海上船舶の航行に関する危険は保証せず、また、民法典第1917条の民事責任保険に関する行為についても保証しない旨が明示されている（第44条第3項）など、その適用範囲が明確に定められている。さらに、権利保護種目を営む企業は、新たに保険事故管理および相談を義務づけられることになった（第46条）。また、救援費用保険について、救助行為は金銭給付のみならず、いわゆる現物給付、すなわち、人材および装備の提供が可能となった（第50条）。

さらに、他の加盟国に本店を有する企業がイタリア国内で自動車責任保険を営む場合について、業法の規定が大きく改正されていることも注目されよう<sup>(4)</sup>。共和国内の営業所を介して事業活動を行なう場合には、当

該企業はイタリア中央連盟 (U.C.I.) の会員になること、および1969年12月24日法律第990号第19条に定められた交通事故犠牲者保証基金の出資者になることが要求されている (第80条第1項)。また、税金に関する規定も変更されている (第124条)。

この損害保険政令は、非生命保険 (損害保険) に関する1992年E C理事会指令第49号を国内法化したものであるが、その内容は、役務提供の自由に関する事業活動を保証するものであると解される。なかでも、準備金の確保および支払余力の確保等については、これまでの業法の内容に比べて、内容の濃いものになっていると解されよう。イタリアの保険業法は前記の通り、E C理事会指令に準拠するものであるが、どちらかといえば、英・独の保険監督の内容に追従している傾向にある。また、小規模な改正が施されることが多く、保険監督法の比較法研究のために、今後も引き続きイタリア保険業法の変化を見ていきたい。

#### 注

- (1) 同法の内容は、参照、拙訳『イタリア保険業法 (1992年末現在)』(財)生命保険文化研究所・平成5年7月・50頁～99頁。
- (2) 生命保険政令 (1995年3月17日政令第174号) との共通原則については、参照、拙稿「1995年3月17日政令第174号—イタリア保険法典 (1) —」神戸学院法学第26巻第3号・1996年10月・2頁～3頁。
- (3) Rorenzo Capotosi, *Introduzione alla nuova disciplina assicurativa italiana*, in *Assicurazioni 1995*, fascicolo speciale, pag.97.
- (4) Capotosi, *op. cit.*, pag.98.

## 1995年3月17日政令第175号

(元受非生命保険に関するEC理事会指令1992年第49号の実施)  
Decreto legislativo 17 marzo 1995, n.175-Attuazione della direttiva  
92/49/CEE in materia di assicurazione diretta diversa dall' -  
assicurazione sulla vita (*Suppl. Ord.* n.56 a  
*G.U.* 18 maggio 1995, n.114)

### 第1章 総 則

第1条 (定義)

第2条 (対象)

第3条 (危険の特別な状況に関する保険の特別条件)

### 第2章 共和国内に本店を有する企業に適用される規定

#### 第1節 総 則

第4条 (適用範囲)

第5条 (保険相互会社に適用される規定)

第6条 (政令の適用範囲から排除される保険)

第7条 (付表A項目に示された保険を営むことのできる会社の法形態)

第8条 (イタリア国内における直接活動による保有契約に含まれる契約)

#### 第2節 営業開始の条件

第9条 (免許)

第10条 (免許の内容)

第11条 (免許交付の条件)

第12条 (資本金, 設立基金および機構基金の額)

第13条 (保険協同組合の持分および株式)

- 第14条 (事業方法書)
- 第15条 (技術的報告書)
- 第16条 (他種目への免許の拡張)
- 第17条 (免許の拒否)
- 第18条 (免許拒否の様式)
- 第19条 (免許の失効)
- 第20条 (生命保険事業およびカピタリゼーション事業の営業免許)

### 第3節 営業の条件

- 第21条 (監督)
- 第22条 (生命保険事業およびカピタリゼーション事業の免許が同時に交付された企業に関する部門分離経営管理義務)
- 第23条 (イタリアの保有契約に関する技術的準備金)
- 第24条 (補償準備金)
- 第25条 (老化準備金)
- 第26条 (支払備金)
- 第27条 (技術的準備金の担保)
- 第28条 (担保資産の評価)
- 第29条 (適合の原則)
- 第30条 (最高限度額)
- 第31条 (技術的準備金担保資産の登録)
- 第32条 (非加盟国内における営業所に関する事業活動に関連する技術的準備金)
- 第33条 (支払余力)
- 第34条 (第33条第2項g文・h文を要素として支払余力に含めるための条件)
- 第35条 (支払余力の決定)
- 第36条 (年間保険料または掛金の額に関連する支払余力の算定)

- 第37条 (保険金の年間平均額に関連する支払余力の算定)
- 第38条 (疾病保険における支払余力の算定に関する特別規定)
- 第39条 (保証基金)
- 第40条 (事業方法書の実施状況の監督)
- 第41条 (料率および保険約款の届出)
- 第42条 (経営者および株主の不適合性の発生)
- 第43条 (生命保険事業およびカピタリゼーション事業に関する条件)

#### 第4節 保険類型ごとに適用されるその他の規定

##### 第1款 権利保護保険に関する特別規定

- 第44条 (事業および適用範囲)
- 第45条 (他の保障との重複可能性)
- 第46条 (保険事故管理の様式)
- 第47条 (普通保険約款)
- 第48条 (排除)
- 第49条 (利益の衝突)

##### 第2款 救援保険に関する特別規定

- 第50条 (事業および適用範囲)
- 第51条 (企業の救援手段の監督)

#### 第5節 外国における営業所に関する事業活動および 役務提供の自由に関する事業活動

- 第52条 (他の加盟国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件)
- 第53条 (ISVAPの通告義務および権限)
- 第54条 (他の加盟国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件)

第55条 (ISVAPの通告義務および権限)

第56条 (法定社会保障制度の代替措置としての疾病保険)

第57条 (ISVAPの権限)

第58条 (契約に関する届出)

第59条 (非加盟国内における営業所に関する事業活動および役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件)

第6節 他の加盟国内における支店を介して共和国内で営まれる役務提供の自由に関する事業活動

第60条 (営業開始の条件および営業の条件)

第7節 商工省およびISVAPの措置

第61条 (技術的準備金に関する規定の違反)

第62条 (支払余力および保証基金に関する規定の違反)

第63条 (再建計画および資金調達計画の執行状況に関する監督)

第64条 (企業資産の拘束)

第65条 (免許の失効)

第66条 (免許の取消)

第67条 (免許取消の様式)

第68条 (被保険者および保険金請求権を有する第三者の利益を保護するための措置)

第69条 (免許失効および取消の効果)

第70条 (任意清算)

第71条 (他の加盟国の監督官庁への通告)

第8節 他の適用規定

第72条 (貸借対照表, 計算書類およびその他の管理行為の執行)

第73条 (貸借対照表の承認)

第74条（契約の取消および解除）

第75条（保有契約の包括移転）

第76条（企業の合併および分割）

第77条（強制清算の手続）

第78条（清算の効果）

第79条（未認可企業の強制清算）

### 第3章 他の加盟国内に本店を有する企業に適用される規定

第80条（共和国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件）

第81条（共和国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件）

第82条（イタリア語の使用義務）

第83条（料率および保険約款の届出）

第84条（本店所在加盟国の監督官庁の監督）

第85条（ISVAPの権限）

第86条（営なんでいる事業に関するデータの届出）

第87条（公示）

第88条（保有契約の包括移転）

第89条（税務代理人）

第90条（保険事故管理の代理人）

第91条（公益に関する国内法規の遵守）

第92条（生命保険事業およびカピタリザシオン事業の営業）

### 第4章 非加盟国内に本店を有する企業に適用される規定

#### 第1節 営業開始の条件

第93条（共和国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件）

- 第94条（その他の免許交付条件）
- 第95条（事業方法書）
- 第96条（免許の拒否）
- 第97条（他種目への免許の拡張）
- 第98条（生命保険事業およびカピタリザシオン事業の営業免許）
- 第99条（他の適用規定）
- 第100条（スイス連邦に本店を有する企業に関する特別規定）

## 第2節 営業の条件

- 第101条（監督）
- 第102条（技術的準備金）
- 第103条（支払余力および保証基金の算定）
- 第104条（複数の加盟国内で活動する企業の優遇措置）
- 第105条（優遇措置を適用する条件および制限）
- 第106条（優遇措置を享受する企業に関する支払余力の算定）
- 第107条（事業方法書の実施状況の監督）
- 第108条（生命保険事業およびカピタリザシオン事業の営業条件）
- 第109条（ISVAPへの届出）
- 第110条（非加盟国内に本店を有する企業の共和国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する禁止事項）
- 第111条（スイス連邦に本店を有する企業に関する特別規定）

## 第3節 商工省およびISVAPの措置

- 第112条（技術的準備金および支払余力に関する規定の違反）
- 第113条（免許の取消および失効）
- 第114条（免許取消の効果）
- 第115条（他の加盟国の監督官庁への通告）



1995年3月17日政令第175号

#### 第4節 他の適用規定

第116条（貸借対照表，計算書類および他の経営管理の遂行）

第117条（貸借対照表の承認）

第118条（保有契約の包括移転）

第119条（他の適用規定）

#### 第5節 法人の設立および支配権の取得に関する規定

第120条（非加盟国内に本店を有する企業の保険事業免許の取得，および支配保有の取得に間する通告）

第121条（互惠原則の侵害）

#### 第5章 契約に関する規定

第122条（適用される規定）

第123条（契約者への情報提供）

#### 第6章 保険に関する税法の修正および補完

第124条（租税および納税義務）

#### 第7章 保険事業に関する法律の修正および補完

第125条（1978年6月10日法律第295号，1991年11月26日政令第393号および1992年1月15日政令第49号に関する規定）

第126条（自動車および船舶の運航に起因する損害に関する強制民事賠償責任保険法の修正および補完）

第127条（雹，氷，霜および他の自然災害に起因する損害に対する保険に関する規定）

第128条（1982年6月10日法律第348号の修正）

第8章 暫定規則および終則

第1節 暫定規則

第129条（経営者の誠実性および専門性の要件）

第130条（現行の行政法上の措置）

第131条（自動車および船舶の運航に起因する損害に関する強制民事賠償責任保険法）

第132条（他の加盟国の弁務官に関する証明）

第133条（資本金、保証基金および技術的準備金に関する規定の違反）

第134条（疾病保険に関する規定の違反）

第2節 終 則

第135条（外国への危険の配置）

第136条（強制保険に関する規定）

第137条（本政令の施行期日前に保険事業免許が交付された企業）

第138条（本政令の施行期日前に役務提供の自由に関する事業活動を営んでいた企業）

第139条（再保険への危険の譲渡）

第140条（イタリア・リラのヨーロッパ通貨単位への換算）

第141条（行政罰）

第142条（施行期日）

## 第1章 総則

### 第1条 (定義)

第1項 本政令の効果は以下に及ぶ：

- a) 加盟本国：ヨーロッパ連合の加盟国；
- b) 非加盟国：ヨーロッパ連合の非加盟国；
- c) 企業：本政令付表に定められた種目の保険事業を営むすべての法人；
- d) 営業所：第81条第5項に示された内容を考慮した企業の本店または支店；
- e) 危険所在加盟国：
  - 1) 不動産に関する保険契約の場合、または不動産およびその中に含まれる動産が同一の保険契約で引き受けられる場合において、当該財産が存在する加盟国；
  - 2) 登録の対象となっている自動車に関する保険契約の場合における登録加盟国；
  - 3) 保険期間が4ヶ月以内で、かつ旅行またはバカンスに関する危険を引き受ける保険契約の場合において、保険契約者がそれを締結した加盟国；
  - 4) 前号までに規定されている場合を除いて、被保険者が自己の居所を有している加盟国、または被保険者が法人の場合において、契約が関連する法人の営業所が所在する加盟国；
- f) 営業所に関する原則における引受危険：企業が危険の存在する加盟国内に所在する営業所を介して引き受ける危険；
- g) 役務提供の自由に関する原則における引受危険：企業が危険の存在する加盟国以外の加盟国内に所在する営業所を介して引き受ける危険；
- h) 本店所在加盟国：危険を引き受ける企業の本店が所在する加盟

国；

- i) 営業所所在加盟国：企業の営業所が所在する加盟国；
- l) 役務提供加盟国：危険が他の加盟国内に所在する営業所により引き受けられた場合の危険所在加盟国；
- m) 被支配会社：民法典第2359条に定められた場合には、会社は支配されているとみなされる。他の主体が他の構成員との合意に基づいて、議決権の多数を単独で支配する会社、または取締役の多数に関する任免権を有する会社は、つねに支配されているとみなされる。議決権の行使を規律する構成員間の合意は、議決権団体を構成する；
- n) 認定保有：ある企業が直接的に、または被支配会社、信託会社もしくは第三者を介して、資本金または議決権の10パーセント以上を保有すること。議決権とは、1992年1月27日政令第90号第1条に定められたものをいう。さらに、前掲の制限を下回るが、支配権を有していないとはいえ、企業に対して重要な影響を及ぼす可能性がある場合もまた、認定保有とみなされる；
- o) 規制市場：加盟国内または非加盟国内に所在する、1993年5月10日EC理事会指令第22号 (n.93/22/CEE) 第1条第13項目に定義される金融市場。非加盟国内に所在する場合、当該市場は企業の本店所在加盟国により承認され、かつ同等の要件を充足しなければならない。当該市場で取り引きされる金融商品は、当該加盟国の市場または同国の規制市場で取り引きされているものと同等の性質を有していなければならない；
- p) 監督官庁：企業の監督任務を遂行する各国の官庁；
- q) ヨーロッパ通貨単位 (ECU)：ヨーロッパ連合の一般貸借対照表に適用される1977年12月21日財務規則およびその後の修正第10条で定義されたもの；
- r) 適合：特定の通貨で表されたまたは換金可能な財産により、そ

の通貨で取り立てられる債務を表すこと；

s) 現地保有：動産および不動産の事業活動が特定の加盟国内に存在すること。債権はそれが取り立てられる国の中に保有されているものとみなされる；

t) 巨大危険：本政令付表A項目に示された以下の種目に含まれる巨大危険をいう：

a) 4番（鉄道車両の車体），5番（航空機の機体），6番（海上、湖上および河川上運送用具の船体），7番（運送中の貨物），11番（航空機民事賠償責任）および12番（海上、湖上および河川上運送用具による民事賠償責任）。ただし，下記のc文に示されるものを除く；

b) 14番（信用）および15番（保証）。ただし，被保険者が製造業，商業または知的産業を専門的に営んでおり，かつ危険がこれらの事業に関連する場合に限る；

c) 3番（鉄道車両を除く陸上車両の車体），8番（火災および自然災害），9番（財産に対するその他の損害），10番（陸上車両民事賠償責任），1969年12月24日法律第990号およびその後の修正第2条に基づいて強制保険の対象となる船舶に関する12番（海上、湖上および河川上運送用具による民事賠償責任），13番（普通民事賠償責任）および16番（各種金銭損害）。ただし，保険契約者が以下の3基準のうちの2制限を超える場合とする：

- 総資産額が6200万 ECU を超える場合；
- 取引額が1億2800万 ECU を超える場合；
- 取引継続中に従事する者の数が250単位を超える場合。

被保険者が連結決算を作成する義務を負う集団を構成する企業である場合には，前掲の条件は集団の連結決算に関連する；

u) 自動車：地面の上を移動することを目的とするもの他に，線路上に限定されていない機械力で作動するもの，および自動車に連

結されていることを問わない付随車両をいう；

- v) *内国保険団体*：国際連合のヨーロッパ経済委員会にある域内運送委員会の道路運送小委員会が行った1949年1月25日勧告第5号に準拠して設立され、一国内において《自動車民事賠償責任保険》の営業免許を取得した保険企業で構成される専門機関；
- z) *保証基金*：保険債務の範囲内で、ひき逃げに起因するまたは保険債務の存在しない、物もしくは人に対する損害を賠償する責任を負担する加盟国により創設された基金；
- aa) *生命保険政令*：1992年11月10日 E C 理事会指令第96号 (n.92 /96/CEE) を国内で実施した政令。  
(参照：92年指令49号1条；90年指令618号1条；78年法律295号31条3項・31条の2第1項・82条；92年政令49号1条・3条・4条；政令92年509号1条)

## 第2条 (対象)

**第1項** 本政令は付表A項目に示された保険の営業を規律する。本政令は以下に適用される：

- a) 共和国内に本店を有する企業が、共和国内で営む事業、他の加盟国内または非加盟国内で、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて営む事業、および他の加盟国内に所在する支店を介して、共和国内で役務提供の自由に関する事業活動に基づいて営む事業；
- b) 他の加盟国内に本店を有する企業が、共和国内で営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて営む事業；
- c) 非加盟国内に本店を有する企業が、共和国内で営業所に関する事業活動に基づいて営む事業。

(参照：92年政令49号2条)

### 第3条（危険の特別な状況に関する保険の特別条件）

第1項 保険契約の普通保険約款および特別保険約款に関連する本政令の規定は、特定の場合においては、保証すべき危険の特別な状況を定めている保険の特別条件を考慮しない。

（参照：92年政令49号6条）

## 第2章 共和国内に本店を有する企業に適用される規定

### 第1節 総則

#### 第4条（適用範囲）

第1項 共和国内に本店を有する企業が、付表A項目に示された事業活動を開始する場合、および同企業が共和国内、他の加盟国内または非加盟国内で前掲の事業を行う場合には、本章に定められた規定が適用される。

第2項 以下には本章の規定は適用されない：

- a) 国および地方公共団体、国庫省が法律に基づいて運営する保障機関、労働者または特定職種に関して、法的義務制度の中に含まれる保障および援助組織を管理運営する名称の付された制度、法人、金庫および基金；
- b) 1923年10月21日暫定措置令第2479号で修正され、1925年4月17日法律第473号で代替され、1934年7月12日暫定措置令第1290号第9条で修正され、1935年2月12日法律第303号で代替された、1907年7月7日法律第526号および1919年9月2日暫定措置令第1759号の規定に基づいて設立された農業保険相互組合；
- c) 以下の条件をも併有して営業している保険相互会社：
  - 1) 定款の中に追加掛金の要求の可能性が記載されていること；
  - 2) 付表C項目に基づく付帯的保証の場合を除いた民事賠償責任保険、ならびに信用保険および保証保険の営業を行わないこと；

- 3) 損害保険事業に関連する徴収掛金の年額が、イタリア・リラに換算して100万ヨーロッパ通貨単位を超えないこと；
  - 4) 損害保険事業に関連する徴収掛金の半額以上が、構成員から支払われていること；
  - d) イタリア国内に本店を有する保険相互会社との間で、自己が引き受けた保険契約を完全に出再する合意、または契約から生じる責任の履行について、出再企業に代わって受再企業が負担する合意を行なった保険相互会社。受再企業は本政令の対象となる。そして、合意の内容は、私保険団体利益企業監督局（ISVAP）の認可を受けなければならない；
  - e) 1934年10月16日勅令第2047号で再確認されたスポーツマン保険保障基金；
  - f) 付表A項目18番に定められた救援活動のみを営業する企業で、当該事業が現物給付のみを行ない、イタリア国内の特定地域に限定され、かつ年間の収益額がイタリア・リラに換算して、20万ヨーロッパ計算単位を超えない企業。
- (参照：92年指令49号2条；78年法律295号1条・2条)

## 第5条（保険相互会社に適用される規定）

**第1項** 第4条第2項c文およびd文の保険相互会社には、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業に関する法律の統一法典に定められた損害保険事業に関する規定が、引き続き適用される。統一法典第38条に定められた保証基金の額、および同法典第40条第1項に定められた最低担保金の額は、これを半額とする。

**第2項** 第4条第2項c文の保険相互会社が、単一のコムーネ内で営業活動を行ない、各営業種目につき、掛金の年間総額が1000万リラを超えない場合で、かつ全種目を合計したそれが5000万リラ以内の



場合には、前記の保証基金および最低担保金の額は、それぞれ第1項に示された第38条および第40条に定められた金額の10分の1にする。

(参照：78年法律295号3条)

#### 第6条（政令の適用範囲から排除される保険）

第1項 本政令の規定は、人の生命に関する保険に付随して引き受けられている人の損害保険には適用されない。

第2項 本政令の規定は、商品および役務の輸出、外国に預託される国産品、ならびに外国での労働行為に関する保険で、当該分野を規制する特別法に基づいて輸出信用自主協会（SACE）で引き受けられ、実行された信用保険についても適用されない。

(参照：78年法律295号4条)

#### 第7条（付表A項目に示された保険を営むことのできる会社の法形態）

第1項 農業保険相互組合に関する特別法規に規定されている場合を除き、本政令の付表A項目に示された事業活動を営むことができるのは、それぞれ民法典第2325条、第2514条および第2546条に基づいて設立された株式会社、有限責任協同組合および保険相互会社、ならびにヨーロッパ連合内で設立された前掲の法形態を有するヨーロッパ法人に限られる。

第2項 第1項の法人はその事業目的を、付表A項目に示された保険事業、再保険事業およびこれらの事業に関連した業務に限定しなければならない。その他いかなる商業活動をも営んではならない。

第3項 その事業目的を、付表A項目に示された種目1番（傷害）および種目2番（疾病）に含まれる単一の保険事業、ならびにそれに関する再保険事業および関連業務に限定する第1項の法人は、その事業目的の中に、生命保険政令の付表I A項目に含まれる保険事業、

ならびにそれに関する再保険事業および関連業務をも含めることができる。当該法人は、これらの事業の営業について、当該政令の規定を遵守しなければならない。

**第4項** 共和国内で、付表A項目に示された事業をもっぱら外国で営むことを目的とする法人の設立は禁止される。

(参照：92年指令49号6条)

## 第8条 (イタリア国内における直接活動による保有契約に含まれる契約)

**第1項** 第9条に基づいて認可された企業が締結した契約は、すべてイタリア国内における保有契約に含まれる。ただし、非加盟国内に所在する支店が締結した契約はこの限りではない。

(参照：78年法律295号6条)

## 第2節 営業開始の条件

### 第9条 (免許)

**第1項** 付表A項目に示された保険を営もうとする共和国内に本店を有する企業は、私保険団体利益企業監督局 (ISVAP) から免許を交付されなければならない。この認可措置はイタリア共和国官報に掲載されなければならない。

**第2項** 免許は共和国内および他の加盟国内または非加盟国内で効力を有する。当該企業は引き続き本章第5節の規定に従う義務を負う。

**第3項** 免許は、1972年10月26日共和国大統領令第641号およびその後の修正に添付された租税表第80条に定められた国家認可税の対象となる。

**第4項** 企業は認可措置がイタリア共和国官報に掲載されるまで、保険事業を開始することができない。

(参照：92年指令49号4条・5条・6条；78年法律295号7条・15条)

## 第10条（免許の内容）

第1項 免許は付表A項目に示された単一または複数の種目について交付されることができる。付表B項目に示された単一または複数の複合種目が同時に含まれる場合には、免許は、各グループについて付表中に示された名称に従って、グループごとに交付される。

第2項 免許が及ぶ範囲は、それが交付された種目に含まれる付表A項目に明示されたすべての危険および付帯危険とする。付表C項目に示された条件が存在する場合には、他の種目に含まれる危険は付帯危険とみなされる。

第3項 企業は、各種目に含まれる危険の一部に限定した免許を交付する旨の申請を行なうことができる。

（参照：92年指令49号5条；78年法律295号8条）

## 第11条（免許交付の条件）

第1項 企業は免許を取得するためには、ISVAPに対して免許を申請しなければならない。この場合、企業が株式会社もしくは協同組合の場合には資本金について、または保険相互会社の場合には設立基金について、それぞれ第12条に定められた額を下回らない額を保有していることを証明しなければならない。

第2項 企業は免許の申請書類に、以下の書類を添付しなければならない：

- a) 設立趣意書および定款の公正謄本。それには、企業が営もうとする各保険種目の名称、および企業が元受保険の他に再保険をも営業しようとする意思の存否が記載されなければならない；
- b) 商業登記所において設立趣意書および定款の登記を行なったこと、ならびに民法典の規定に従って関連登記を行なったことの証明書；
- c) 経営管理、指示および監督任務の付与された人の名簿。この者

は、ISVAPの提案に基づく適切な商工省令に示された、誠実性および専門性の要件を充足していなければならない；

d) 支配または認定保有に関する権限を、企業内で直接的または間接的に保持する自然人または法人の名簿。保有については、その程度が示されることを要する。この者は、ISVAPの提案に基づく適切な商工省令に示された、誠実性の要件を充足していなければならない。この者が法人の場合には、当該法人の取締役、監査役および理事が前掲の要件を充足していなければならない；

e) 実施しようとする事業方法書。それには第14条の要素が記載され、第15条の届出書が添付されなければならない。

**第3項** 申請企業はこの他に、ISVAPが要求する他のすべての書類を提出しなければならない。

**第4項** 免許の交付はこの他に、ISVAPによる企業定款の認可を条件とする。

(参照：92年指令49号6条・8条；78年法律295号9条)

## 第12条（資本金、設立基金および機構基金の額）

**第1項** 株式会社の資本金および保険相互会社の設立基金の額は、以下の額を下回ってはならない：

a) 100億リラ：営業が付表A項目の種目10番、11番、12番、13番、14番および15番に示された種目の保険を含む場合；

b) 50億リラ：営業が付表A項目の種目1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、16番および18番に示された種目の保険を含む場合；

c) 30億リラ：営業が付表A項目の種目9および17番に示された種目の保険を含む場合；

**第2項** 有限責任協同組合について、その資本金の額は、第1項に定められた額の半額を下回ってはならない。

**第3項** 資本金または設立基金は、第1項および第2項に定められた最低限度額に至るまで金銭により出資され、全額払い込まなければならない。

**第4項** 免許が複数の保険種目を含んでいる場合、本条が適用されるにあたっては、その営業について最高金額の資本金または設立基金が要求されている単一種目の条件を充足していれば足りる。

**第5項** 第14条第1項c文の費用を担保するために必要な機構基金の最低限度額は、ISVAPにより一般的な方法で決定され、その措置が講じられる。この最低限度額は、いかなる場合においても、第1項および第2項の資本金の半額を超えることはできない。

**第6項** 本政令の施行期日に最低限度額を下回る資本金を有する法人は、当該日から6ヶ月以内にその額を充足しなければならない。

(参照：78年法律295号10条)

#### 第13条 (保険協同組合の持分および株式)

**第1項** 付表A項目に示された事業を営むために設立された協同組合の持分または株式の各限度額は、資本金の0.5パーセントを上回ることとはできない。この限度額は、1951年4月2日法律第302号により一部が修正された後、1971年2月17日法律第127号第3条により代替承認された、1947年12月14日臨時国家元首令第1577号第24条最終項の規定が適用される法人には適用されない。

(参照：78年法律295号11条；92年法律207号2条1項)

#### 第14条 (事業方法書)

**第1項** 事業方法書には以下の項目が記載されなければならない：

- a) 企業が引き受けようとする危険；
- b) 資本金、または保険相互会社の場合には設立基金を構成する資産項目；

- c) 経営管理および技術部門の創設費、中心および周辺部門の営業創設費、ならびに代理店および営業機構の創設費。さらに、資本金または設立基金の額を超えてこれらの経費に対応するために企業が保有する財源、ならびに機構基金を構成する財源；
- d) 企業が引受危険を出再する場合の基準；

**第2項** 事業方法書にはこの他に、最初の3事業年度について、以下の項目が記載されなければならない：

- a) 財務状態の予測値の明示；
- b) 債務の負担および第23条以下の支払余力の担保に必要な財源予算；
- c) 企業が再保険事業の営業免許を取得しようとする場合には、元受保険事業費用、ならびに受再および出再保険事業費用の収益および経費の予測を種目ごとに詳細に示し、要約された予測成果貸借対照表を示した計画書；
- d) 創設費用以外の事業経費予算。とりわけ運転資金および俸給額に関連する予算；
- e) 保険料または掛金の収受予測額。その場合、とりわけ市場から収受された金額を考慮する；
- f) 支払うべき給付額および責任準備金額の予測額。その場合、算定費用も含む。

**第3項** 10番（陸上車両民事賠償責任）および12番（海上、湖上および河川上運送用具による民事賠償責任）に関する強制保険の営業免許を申請する企業は、事業方法書に、前記の他、各保険に関連する普通保険約款および特別保険約款を添付しなければならない。

**第4項** 付表A項目17番（権利保護）に関する保険の営業免許を申請する企業は、前記の他、保険事故の引受方法およびそれに関する相談行為をも記載しなければならない。

**第5項** 付表A項目18番（救援費用）に関する保険の営業免許を申請

する企業は、前記の他、救援行為を行なう人材および設備をも記載しなければならない。

(参照：92年指令49号6条・7条・30条；78年法律295号12条；92年政令509号3条)

#### 第15条（技術的報告書）

第1項 事業方法書には技術的報告書が添付されなければならない。

その中には、事業方法書が作成され、かつ収益および経費に関する予測の基礎となった基準が示されなければならない。1969年12月24日法律第990号およびその後の修正で規律される強制保険については、第14条第2項f文の保険金の額に関する予測を行う場合、事故の平均頻度および発生損害額が考慮されなければならない。

(参照：78年法律295号13条)

#### 第16条（他種目への免許の拡張）

第1項 付表A項目に示された単一または複数の種目の営業についてすでに免許を交付された企業が、同項目に示された他の種目にその事業を拡張しようとする場合には、第9条に定められた形式および様式で、当該種目に関してISVAPにより認可されなければならない。

第2項 拡張免許を取得するためには、企業は第12条の資本金または設立基金を完全に保有していること、第33条以下の支払余力および保証基金に関する規定を遵守していること、ならびに技術的準備金に関する規定を遵守していることを証明しなければならない。新種目の営業について、すでに担保している額以上の保証基金が第39条に基づいて定められている場合には、企業はこの他に、最低限度額を保有していることをも証明しなければならない。

第3項 拡張免許の申請書には、承認された最新の貸借対照表、およ

び免許拡張を申請している新種目の営業について、第14条の規定に従って作成された事業方法書を添付しなければならない。この場合、第15条の規定が適用される。

**第4項** 本条の規定は、第10条第3項に基づいて制限された免許を取得した後に、認可種目に含まれる他の業務にその事業を拡張しようとする企業にも適用される。

(参照：92年指令49号6条・7条・16条；78年法律295号14条)

### 第17条（免許の拒否）

**第1項** 第7条および第11条第1項・第4項示された要件が充足されていない場合、ならびに以下の場合には、免許は交付されないことがある：

- a) 第11条第2項に示された書類が提出されていない、または不完全な内容、もしくは不適切な様式で提出された場合；
- b) 資本金または設立基金が全額払い込まれたことが証明されていない場合；
- c) 機構基金の適切な積立が証明されていない場合；
- d) 経営管理、指示および監督任務の付与された人が、第11条第2項c文の命令で示された要件を有していない場合；
- e) 企業内で支配または認定保有の権限を行使する自然人、または法人の取締役、監査役および理事が、第11条第2項d文の命令で示された要件を有していない、または企業の健全かつ慎重な経営を保証しない場合；
- f) 事業方法書が、保険企業の公正な経営に必要な財務要件および技術的規律を充足していない場合；
- g) 免許の申請が救援費用種目に関する場合には、第14条第5項の人材および設備を整えていることを証明しない場合。

**第2項** 本条の規定は、別段の定めがない限り、新種目の営業に関す



る免許拡張の申請についても適用される。

(参照：92年指令49号8条；78年法律295号16条)

#### 第18条（免許拒否の様式）

第1項 免許の拒否は、ISVAPが企業の利害関係者に対して理由を明記した命令を通告することによりなされる。その通告は、第11条、第14条および第15条に示された書類を完全に具備した免許申請書を提出した日、またはISVAPの要求した補足書類および説明書類を提出した日から6ヶ月以内に、受領通知付きの書留郵便によってなされる。

第2項 ISVAPが意見を表明することなく第1項の期間が経過した場合には、免許は拒否されたものとみなされる。

(参照：78年法律295号17条)

#### 第19条（免許の失効）

第1項 事業の免許交付措置がイタリア共和国官報に掲載された日から1年以内に保険の営業を開始しなかった企業は、その免許を失う。

第2項 企業が第1項の期間内に認可種目の一部のみの営業を開始した場合には、企業は営業していない種目について、その免許を失う。

第3項 免許の失効は、ISVAPがイタリア共和国官報に掲載する措置により宣告される。

(参照：92年指令49号14条；78年法律295号18条)

#### 第20条（生命保険事業およびカピタリザシオン事業の営業免許）

第1項 本章の企業で、法人の目的を付表A項目の種目1番（傷害）および2番（疾病）に限定した企業、ならびに生命保険政令付表I A項目の種目に含まれる事業をもあわせて営む企業は、当該政令に示された条件に基づいた免許を取得しなければならない。

**第2項** 第1項の企業は、前掲第12条の最低資本金の他に、生命保険  
政令に示された最低資本金を保有しなければならない。

(参照：92年指令96号16条)

### 第3節 営業の条件

#### 第21条 (監督)

**第1項** 本章の企業は、共和国内で営まれている事業活動、および他の  
加盟国内で、営業所に関する事業活動および役務提供の自由に関  
する事業活動に基づいて営まれている事業活動について、ISVAP  
の監督に服する。

**第2項** ISVAPは第1項の企業に対して、本政令により明確に廃止  
されていない、または本政令と矛盾しない法律規定および規律によ  
り付与されている全監督権限を行使する。

**第3項** ISVAPの監督権限には、とくに企業の資産状況および財務  
状況の恒常的な監督の中に存在する会計監督が含まれる。そして、  
とりわけ第22条に規定されている限りにおいて、営まれている事業  
に十分な支払余力および技術的準備金の保有、ならびに本政令の規  
定に合致した完全な補償を行うために適切な資産の確保に関する監  
督が含まれる。

**第4項** 第1項の企業は、適切な経営管理および計算機関が設置され  
ていなければならない、内部監督に関する適切な手続を備えていな  
ければならない。

**第5項** 付表A項目の種目18番(救援費用)の営業が認可された企業  
について、ISVAPの監督は、企業が救援活動を行うために整えて  
いる人的および物的設備の監督についても及ぶ。

**第6項** ISVAPは、非加盟国内で営業所に関する事業活動および役  
務提供の自由に関する事業活動に基づいて事業を営んでいる第1項  
の企業が、これらの事業活動をも考慮した十分な支払余力、および

事業活動において引き受けている契約に適切な技術的準備金を保有するように監督する。

(参照：92年指令96号9条；78年法律295号64条・69条)

**第22条（生命保険事業およびカピタリゼーション事業の免許が同時に交付された企業に関する部門分離経営管理義務）**

第1項 第20条の企業は、ふたつの事業についてそれぞれ、生命保険政令の規定に基づいて、分離した経営を行わなければならない。

(参照：92年指令96号16条；86年法律742号30条)

**第23条（イタリアの保有契約に関する技術的準備金）**

第1項 企業はイタリアの保有契約に関して、引き受けた債務の保証に十分な技術的準備金を積み立てる義務を負う。これらの準備金は、出再も含めて積み立てられなければならない。

第2項 企業は、各事業年度の終了時に進行中の危険に関する保険料準備金を積み立てなければならない。この場合、企業は貸借対照表の中に、その後の営業の引受能力額、および未経過期間について事前に支払われた保険料の1年分相当額を記載しなければならない。この準備金は、契約獲得費および被保険者の負担する税金および公共料金のみを控除した、営業保険料を基礎として決定されなければならない。長期契約の獲得のために支払われた手数料を償還する場合には、当該営業に関する分担金のみが控除される。

第3項 企業はこの他、各事業年度の終了時に、保険金準備金を積み立てなければならない。この場合、企業は貸借対照表の中に、客観的な要素に基づいて行なわれる慎重な評価により、当該事業年度またはそれ以前に生じている未清算の保険金の支払、およびそれに関する清算費用に充当するために必要な金額を、記載しなければならない。

第4項 進行中の危険に関する準備金は、原則に従って、時間比例方式で算定されなければならない。ただし、算定は一括方式で行なわれることができる。この場合、保険料積立金は、営業中に引き受けられた危険に関連した営業保険料の35パーセントを下回ってはならない。この分担額は、自動車および船舶の運航に起因する損害に関する民事賠償責任の危険については40パーセントを最低限度額とする額まで増額され、短期間の危険については15パーセントを最低限度額とする額まで減額される。船舶の単一航海または貨物の単一運送の保険、およびその期間が6ヶ月を超えない保険は短期間の危険とみなされる。

第5項 保証保険、電害保険および他の自然災害の保険、ならびに核エネルギー損害保険を引き受ける企業は、これらの保険につき、当該危険の特殊性に関連して、進行中の危険に関する保険料積立金を追補しなければならない。当該準備金追補に関する基準は、ISVAPの措置により定められ、追補は措置の布告直後の営業終了時から積み立てられなければならない。ISVAPはこの他に、自己の措置により、第4項の諸保険について、保険金準備金の評価について特別方法を定めることができる。

第6項 付表A項目に示された事業を営む企業の収益を決済する場合、本条の技術的準備金を積み立てるかまたは追補するための積立金は、第24以下の原則を適用した場合に生じる額に至るまで控除されることができる。

(参照：92年指令49号17条；78年法律295号30条；86年法律742号31条7項；86年共和国大統領令917号103条)

#### 第24条（補償準備金）

第1項 信用保険の営業が認可された企業は、補償準備金をもまた積み立てなければならない。この準備金は、各事業年度の終了時に、

信用種目における技術的損失を補填するために用いられる。

第2項 補償準備金として、信用種目において生じた技術的剰余金の75パーセントに相当する金額が積み立てられなければならない。その金額は、積立金額が算定される事業年度の前5事業年度における、信用種目保険料の150パーセントに到達するまでとする。年間積立金はいかなる場合においても、算定される事業年度の保険料の12パーセントを超えることはできない。

第3項 前項の保険料は税込とするが、その場合、保険契約者の負担する税金および公共料金のみを控除する。

第4項 事業年度に関する保険金の保険料に対する割合が、120パーセントを超える場合には、企業は減額された金額においてもまた、補償準備金に相当する金額を使用することができる。ただし、その金額はいかなる場合においても、当該事業年度に関して確認された保険金の保険料に関する割合に関連して、事業年度の開始時に、以下の表に示された割合が積み立てられた金額について適用するという方法で定められた金額の限度額を下回ってはならない：

保険金の保険料の対する割合 (%)	使用率 (%)
120	90
125	85
130	80
135	75
140	70
145	65
150	60
これ以上	

(参照：92年指令49号18条；78年法律295号30条の2)

## 第25条 (老化準備金)

第1項 1年を超える保険期間、または保険者が満期時に更新義務を負う1年の保険期間を有する保険契約で、イタリアの保有契約を構成する疾病保険契約については、保険料が保険契約の全有効期間に関して、契約締結時の被保険者の年齢に関連して決定される場合、企業は被保険者の年齢増加に伴う危険の増加について補償するために、老化準備金を積み立てなければならない。

第2項 第1項の契約について、企業は契約締結時から最初の2年以内については、当該保険契約を解約する権利を有する。

第3項 第1項の準備金は、契約の予想継続期間、被保険者の年齢および企業の採用する技術的基礎に基づいて算定されなければならない。

第4項 企業はISVAPに対して、老化準備金の算定基準が生じる関係を、貸借対象表に付記して届け出なければならない。

第5項 老化準備金の算定は、第1項に示された性質を有する契約に関連する営業の全保険料の10パーセントを下回らない金額において、事前に行われることができる。ISVAPは第2項に定められた基準に従って、各企業ごとにも準備金の事前算定の方法で定められた額を超える金額を定めることができる。

(参照：78年法律295号30条の3)

## 第26条（支払備金）

第1項 保険企業は、イタリアの保有契約を構成する契約について、事業年度中に発生しているが、いまだその発生が当該企業に通知されていない保険事故に関し、ISVAPの措置により定められた基準に従って、準備金を積み立てる義務を負う。

第2項 自動車の運行に関する民事賠償責任保険に関しては、本政令第126条で修正された1970年11月24日共和国大統領令第973号第70条の規定が、引き続き適用される。

(参照：78年法律295号30条の4)

## 第27条 (技術的準備金の担保)

第1項 第23条以下の技術的準備金は、第29条の規定を遵守して、企業の保有資産で担保されなければならない。企業は資産を選択する場合、引き受けた債務の種類、ならびに投資の安全性、収益性および市場性が保証される基準を考慮し、それぞれが適切な多様性を有し、かつ分散するような措置を講じなければならない。

第2項 企業は技術的準備金を積み立てる場合の資産を、以下の類型に限定することができる：

a) 投資：

1) -1989年 E C 理事会指令第647号 (n.89/647/CEE) の A 区域に属する国が発行もしくは保証した債券、または地方公共団体、加盟国の公法人、または単一もしくは複数の加盟国内で活動している国際機関の発行した債券；

-規制市場で取り引きされている債券もしくはその他の類似証券、または正当に認可された監査法人により3年間以上にわたり承認された貸借対照表を有する法人もしくは金融機関が発行した債券もしくはその他の類似証券；

-残り期間が1年未満のその他の債券または類似証券；

-金融機関で証券の買戻および寄託義務のある短期証券、および金融機関で実行または交付される銀行引受手形；

-1994年1月13日法律第43号の融資手形；

-ISVAPの一般的措置により確認される通貨市場および金融市場におけるその他の証券。この場合、ISVAPは技術的準備金を構成する資産に関連して、オプション、先物、スワップという派生的商品の使用および評価基準をも示す；

2) 不動産抵当貸付、および抵当権付き貸付、または銀行もしくは

は保険会社の保証した貸付、または国内の地方公共団体の設定したその他の適切な担保による貸付；

3) イタリア銀行の持分、協同組合または株式会社の持分、規制市場で取引されるワラント、または正当に認可された監査法人により3年間以上にわたり承認された貸借対照表を有する法人の発行するワラント；

4) 豪華でない住宅建設、事業または農業に使用する不動産の建設または管理会社で、保険企業が資本金の50パーセント以上を保有する不動産会社への資本参加。この場合、被支配会社の資本金の持分、および不動産会社の貸借対照表に記載された純負債の総体に比例して定められた不動産の帳簿価格を上限として、貸借対照表に記載された額による；

5) 有価証券および他の投資基金における集合投資の持分；

6) 抵当権の設定されていない土地、建物および不動産財産権；

b) 債権：

1) 総額の90パーセントまで正当に評価された再保険者が負担する技術的準備金の分担額を含めた、再保険者に対する総債務量の債権；

2) 総額の90パーセントまで正当に評価された出再企業に対する総債務量の預託金および債権；

3) 元受業務および再保険業務により発生し、3ヶ月以内に有効に請求することのできる保険契約者および仲介人に対する総債務量の債権；

4) 救助または代位により生じる債権；

5) 有効に保証されたまたは保証のために定められた期間が経過した納税に対する債権；

6) 保証基金に対する債権；

c) 他の資産：



- 1) 土地および建物以外の企業の業務手段となる有形固定資産。  
その金額は、償却基金により訂正された貸借対照表の価格の30パーセント以内とする；
- 2) 土地および建物以外の企業の業務手段とならない有形固定資産。その金額は、正当に評価された貸借対照表の価格の10パーセント以内とする；
- 3) 銀行預金；他の金融機関または監督官庁により受信業務の免許を交付された他の機関への総債務量の預金；
- 4) 総額の90パーセントを限度として、技術的準備金の算定基準に基づいて繰り延べすべき契約獲得費；
- 5) 技術的準備金の担保に必要な証券に対する未収利息。総額の30パーセントを限度として算定される未収利息。

第3項 技術的準備金の担保のために、いつにても以下の原則が遵守されなければならない：

- a) 企業、国、国際機関、地方公共団体または自然人に対する貸付は、担保が借主の法的地位、抵当権、銀行保証もしくは保険企業により与えられた保証またはその他の形態の担保のいずれかに基づいて、その安全性に関して十分な保証がある場合にのみ、技術的準備金の担保として受け入れられる；
- b) 技術的準備金を担保する資産に関連したオプション、先物およびスワップのような派生商品は、投資危険の減少に寄与する限度、または効率的な保有契約の管理を行う限度においてのみ利用されることができる。それら商品は慎重な基準に基づいて評価されなければならない、その基礎資産の評価で考慮されることができる；
- c) 規制市場で取引されされない有価証券は、短期間で現金化される場合、または1979年3月5日EC理事会指令第267号（n.79/267/CEE）第8条で定められた形態で設立された金融機関、保険法人において、および加盟国内に本店を有する投資会社におい

て保有される場合に限り、技術的準備金を担保するものとして認められる；

d) 債権は債務者に対する債務を控除した後に限り、技術的準備金を担保するものとして認められる；

e) 技術的準備金を担保するものとして認められた債権の価値は、現金化されない部分のリスクを考慮して、慎重な基準に基づいて算定されなければならない。とくに元受保険事業および再保険事業により生じた保険契約者および仲介人に対する債権は、有効な未払期間が3ヶ月以内の場合に限り認められる；

f) 繰延契約獲得費は技術的準備金の算定が整合性を有する範囲においてのみ、技術的準備金を担保するものとして認められる。

**第4項** ISVAPは単一または複数の資産につき第3項の原則が遵守されていないと判断した場合には、当該企業に対して、技術的準備金の担保に充当される資産の一部または全部につき許可できない旨を通告する。

**第5項** 第1項の原則にかかわらず、例外的状況において、かつ保険企業の理由を明示した申請により、ISVAPは一時的な方法をもって、技術的準備金を他の範疇の資産で担保することを認可することができる。

**第6項** 保有資産が、保険企業の投資の全部または一部をその保険企業に代わって行っている被支配企業に対する投資を含む場合には、ISVAPは、本条に定められる規定および原則を正当に適用する場合、被支配会社が保有している基礎資産を考慮する。

**第7項** イタリアの保有契約に含まれる契約については、企業は単一または複数の加盟国内に技術的準備金を担保するための資産を現地保有することができる。

**第8項** ISVAPは企業の申請により、非加盟国内に第7項の資産を現地保有するように認可することができる。

第9項 企業が第7項および第8項の規定に違反した場合、技術的準備金を担保するため設定された被保険者に対する債権の現地保有は、第139条に規定されている場合を除き免かれる。

(参照：92年指令49号17条・20条・21条；78年法律295号31条)

## 第28条（担保資産の評価）

第1項 技術的準備金を担保するための資産は、契約獲得による契約上の債務、およびその都度修正された内訳を考慮して算定されなければならない。

第2項 第1項の資産評価は、未発生の危険を考慮した慎重な基準に基づいて行われなければならない。とくに土地および建物以外の不動産については、慎重な減価償却に基づいて評価された場合に限り、技術的準備金を担保するものとして認められることができる。

第3項 ISVAPは第1項および第2項の規定を適用する場合には、自己の措置をもってより詳細な規則を定める。

第4項 保険企業は、資産要素の評価を支払余力の積立要求に合致させるために、民法典第2423条の2最終項に基づいて、その都度、当該評価基準を遵守しないことが認められる。企業はこの規定を援用する場合、貸借対照表の貸方に適切な追加的基金を記載しなければならない。その基金は、使用された評価基準に基づいて資産に付けられた価格と資産の最新簿価との差額で構成される。

第5項 企業はISVAPに対し、不動産に付けられた最高価格が市場価格を超えないということを証明する書類を提出しなければならない。この書類が提出されなかった場合には、最高価格は支払余力の担保の効果において承認されない。

第6項 追加的基金に記載された額は、法人の課税収益額の決定に収斂しない。ただし、それが資本の減少によっても構成員に償還されない場合には、この限りではない。

(参照：92年指令49号17条・20条・21条；78年法律295号36条)

### 第29条（適合の原則）

第1項 保険金が特定の通貨で表示される場合には、保険者の債務は当該通貨で請求されるものとみなされる。

第2項 保険金が特定の通貨で表示されない場合には、保険者の債務は危険の存在する国の通貨で請求されるものとみなされる。ただし、締結された契約の内容から、給付が後者の通貨で行われなければならないということが明白である場合には、保険者は保険料が支払われたと同じ通貨で保険金を給付することができる。

第3項 保険者は、以下についてはつねに、経験による客観的な原則に基づいて評価される通貨による保険金、またはそれがいない場合には、イタリア・リラによる保険金を支払うことができる：

a) 本政令付表A項目の種目4番、5番、6番、7番、11番、12番および13番（生産者の民事賠償責任に限定する）に含まれる危険を引き受ける保険事業について；

b) 危険の性質を考慮した場合、給付が前項までに基づいて生じるものとは異なる通貨で支払われなければならない場合には、付表の他の種目に含まれる危険を引き受ける保険事業について。

第4項 保険事故が発生した後、保険者の保険金給付が、判決または契約当事者の合意に基づいて、前項までに基づいて生じるものとは異なる通貨で算定される場合には、保険者の債務は当該通貨において請求されるものとみなされる。

第5項 保険事故が発生した後、保険者の保険金給付が、事前に示されたものとは異なるが、前項までに基づいて生じるものとは異なる通貨で評価される場合には、保険者の債務は当該通貨において請求されるものとみなされる。

第6項 保険企業は適合の原則を配慮して、技術的準備金の担保に備

えなければならない。ただし、以下の場合にはこの原則は適用されない：

- a) 適合の原則を適用する場合で、企業が、他の通貨で表示される資産の7パーセントを超えない金額について、特定の通貨で表示される資産を有しなければならない場合；
- b) 保険金給付請求が非加盟国の通貨で請求される場合で、当該通貨による投資が規制対象であるか、もしくは当該通貨の送金が禁止されている場合、またはその他の理由により当該通貨が技術的準備金の担保に適切でない場合；
- c) 特定の通貨で請求された債務の20パーセント以内。ただし、この場合には、別の通貨で表示された資産の全体が、別の通貨で請求された債務の全体と同額でなければならない。

**第7項** 債務が加盟国の通貨で請求された場合には、企業は ECU 建てで評価された資産をもって、技術的準備金の担保を提供することができる。

**第8項** ドラクマ、アイルランド・ポンドおよびポルトガル・エスクードの適合に関しては、第6項 a 文の資産の総額は、1998年12月31日まで200万 ECU を超えることができない。

**第9項** ベルギー・フラン、ルクセンブルク・フランおよびペセタの適合に関しては、第6項 a 文の資産の総額は、1996年12月31日まで200万 ECU を超えることができない。

(参照：92年指令49号17条・23条；78年法律295号31条・31条の2・31条の3)

### 第30条（最高限度額）

**第1項** 各企業は技術的準備金を担保する資産に関し、以下の割合を超える投資を行うことができない；

- a) 身近な不動産会社を介して獲得する場合であっても、一区画の

土地もしくは建物、または実質的にはひとつの投資としてみなされる程互いに近接している複数区画の土地もしくは建物については、技術的準備金の総合計の10パーセント；

b) 総合的に考慮された以下の資産については、技術的準備金の総合計の5パーセント：

- 1) 同一企業の発行する株式、およびその他類似の証券、債券、債務証券ならびにその他の短期金融市場証券として取り扱われるその他の流通性のある有価証券。ただし、投資額が発行会社の資本の20パーセントを超えないものとする；
- 2) 国もしくは地方公共団体に対して認められている貸付、または単一もしくは複数の加盟国が構成員となっている国際機関に対して認められている貸付を除く貸付を合算して、同一の借主に対して認められている貸付。

技術的準備金の総合計の5パーセント以上を投資している各発行体および借主の貸付または証券に対する投資が、技術的準備金の合計額の40パーセントを下回る場合には、前掲の制限は10パーセントまで引き上げることができる；

c) 規制市場で取り引きされていない株式、株式に類似するその他の有価証券または債券については、技術的準備金の総合計の10パーセント。

第2項 第1項の制限が規定されていない場合、ISVAPは自己の措置をもって、資産の単一範疇に関する投資の最大限度額および当該資産の投資基準に関する別段の措置を講ずることができる。この措置は以下の原則に従って行われなければならない：

- a) 技術的準備金を担保する資産は、特定範疇の資産、特定投資市場または特定投資に過度に依存しない方法で十分に多様化され、分散されなければならない；
- b) 資産の性質または発行者の格付けに関係なく高いリスクを持つ

資産への投資は、慎重水準に制限されなければならない；

- c) 保有資産が被支配会社に対する投資を含む場合には、本条に定める規則および原則を適用する際、被支配会社により保有されている基礎資産が考慮されなければならない；
- d) 非流動性資産に属する技術的準備金を担保する資産の割合は、慎重水準に制限されなければならない；
- e) 資産が一定の金融機関への貸付または金融機関の発行する債券を含む場合には、本条に含まれる規則および原則を適用する際、これら金融機関の保有する基礎資産が考慮されることができる。この取扱いを適用することができるのは、金融機関が加盟国内に本店を有し、当該国および／または当該国の地方公共団体によりすべてが保有され、基本定款に基づいて、その事業が仲介人を介して国もしくは地方公共団体への貸付、または国もしくは地方公共団体により保証された貸付の拡大、または国もしくは地方公共団体と密接に結びついている機関への貸付により構成される場合に限られる；
- f) 企業は資産の特定の範疇において投資を実行するように強制されることはない。

**第3項** 第2項を適用する場合、ISVAPは技術的準備金の担保を目的とする以下の資産の使用について、より制限的な基準を採用する：

- a) 1985年E C理事会指令第611号 (n.85/611/CEE) に基づいて調整されていない、有価証券集合投資事業者 (OICVM) の持分、および同指令に基づいて調整された OICVM 以外の投資基金の持分；
- b) 規制市場で取り引きされていない証券；
- c) 1989年E C理事会指令第647号 (n.89/647/CEE) に規定するA区域に属する国、地方公共団体もしくは企業が発行したもの以外、または加盟国の1カ国も構成員となっていない国際機関が発

行する債券、債務証券およびその他の金融市場証券。

**第4項** 例外的でかつ企業の請求があった場合には、ISVAPは暫定的に、第2項に定められた規定に違反することを認めることができる。ただし、第27条第1項の原則についてはこの限りではない。

**第5項** 以下の条件が充足される場合には、ISVAPは加盟国内に本店を有する金融機関により発行された債券について、第1項b文の限度額を40パーセントまで引き上げることができる：

- a) 法人が法規に基づいて当該債券の所有者を保護することを意図した、特別の公的規制の対象となる場合；
- b) この債券の発行により集められた金額は、債券の有効期限の全期間にわたって債券に付属する請求権を担保することができ、かつ発行者の経営破綻時には、元本の償還および既発生利息の支払のために優先的に使用される資産に、当該加盟国の法律に基づき投資されなければならない。

(参照：92年指令49号22条；78年法律295号32条)

### 第31条（技術的準備金担保資産の登録）

**第1項** 企業は、第23条以下の技術的準備金担保のための資産が記載された帳簿を備え置かなければならない。

**第2項** 企業は ISVAP の措置で認められたひな型に準拠して編集された適切な一覧表を使って、ISVAP に対し、帳簿に記載された前項資産状況を、3ヶ月ごとの営業終了時から1ヶ月以内に届け出なければならない。

**第3項** 各資産の出納は、毎月、かつ前月の記載日から30日以内に帳簿に記載されなければならない。記載された金額の変化は、第27条に示された各項目につき、貸借対照表が承認された日から30日以内に記録されなければならない。

**第4項** 登録は情報サポートを使用しても行うことができ、かつ民法



典第2421条最終項および他の現行法規の規定に合致しなければならない。

**第5項** 第1項の帳簿に記載された技術的準備金を担保する資産は、技術的準備金に関連する契約により企業が引き受けた債務の履行にもっぱら使用されるように、留保される。

**第6項** 1969年12月24日法律第990号およびその後の修正の強制保険を引き受けている企業は、貸借対照表に、当該保険に関する技術的準備金の担保に充当される資産を示す適切なモデルを添付しなければならない。

(参照：78年法律295号33条；93年法律68号12条20項)

### **第32条（非加盟国内における営業所に関する事業活動に関連する技術的準備金）**

**第1項** 非加盟国内に所在する支店により引き受けられた債務について、企業は当該国の法律に定められた技術的準備金を積み立てなければならない。

**第2項** ISVAPは企業の貸借対照表の中に、前項の準備金の担保に十分な資産が記載されるように監督する。

(参照：78年法律295号34条)

### **第33条（支払余力）**

**第1項** 企業は共和国および外国内で営まれている事業の全般について、第35条の規定に従って決定される支払余力を保有していなければならない。

**第2項** 支払余力は企業の純資産によって構成される。それはとくに以下を含む：

- a) 払込資本金、または保険相互会社の場合には払込設立基金；
- b) 第12条の規定が適用される限り、引き受けられた資本金または

設立基金全額の50パーセント以上が払い込まれている場合には、  
資本金または設立基金のうち未払込負担金の半額；

- c) 法定準備金，および特別債務の保証または資産項目の修正に向けられない定款による準備金または任意準備金；
- d) 第28条第4項の追加的基金；
- e) 繰越利益金；
- f) 追徴掛金を徴収する保険相互会社が，掛金の追徴請求に際し，掛金の最高額と追徴請求された掛金の差額の半分を限度して各社員に対し有する債権。その額は支払余力の50パーセントを超えてはならない；
- g) 25パーセントを有期劣後ローンとする支払余力の50パーセントまでの劣後ローン資本金。ただし，企業が清算される場合には，劣後ローン資本金は他のすべての債権者の債権に劣後し，清算の時点で未払いとなっている他のすべての債務が弁済されるまで返済されない旨を定める，拘束力のある協定が存在しなければならない。劣後ローン資本金については，支払済みの基金のみが算定される。これらのローンは，この他に，第34条の要件を充足しなければならない；
- h) 無期限ローンおよび他の金融資産は，第34条の要件を充足するg文のローンおよび劣後ローンの合計につき，支払余力の50パーセントまでとする。実際に払い込まれた額のみが算定される。

**第3項** 本条を適用するにあたり，企業資産の決定に際しては，民法典第242条B／Iの資産として提示された要素，自己株式，第2項b文第2番に定められた同意された最高限度額を超える部分について，償還しなければならない取得，および無体財産的要素手数料の40パーセントを考慮してはならない。

**第4項** 適切な書類を添付した企業からの要請に基づき，ISVAPは，保険料の割合に応じて一括計上された進行中の危険に対応する保険

料積立金の算出額と、契約ごとに算定された保険料積立金の算出額との差額の75パーセントを、支払余力の中にその20パーセントを限度として算入することを承認することができる。

**第5項** 企業は支払余力の積立のために第2項b文の要素を使うことができる他に、第28条第4項の規定を援用することができる。

(参照：92年指令49号24条；78年法律295号35条)

**第34条** (第33条第2項g文・h文を要素として支払余力に含めるための条件)

**第1項** 第33条第2項g文の劣後ローンは、以下の条件を充足する場合に限り、企業資産の中に組み込まれることができる：

- a) 有期ローンについては、最初の満期到来まで5年を下回ってはならないこと；
- b) 無期限ローンについては、事前に ISVAP の認可がある場合には、繰上償還の可能性を除き、5年の期間を有する届出のみによって償還が可能な旨が契約で合意されていること。この場合、企業は実際の支払余力と償還後の支払余力とを明記したうえで、予定返済期日の6ヶ月前までに、ISVAP に対し適切に届け出なければならないこと；
- c) 企業の清算以外の場合に、当該ローンが繰上償還されなければならない旨の条項が契約の中には含まれないこと。

**第2項** 有期ローンについては、企業は満期の1年以上前に、満期において支払余力を要求水準に維持する方法、またはその水準まで高める方法を示した計画書を ISVAP に提出し、認可を得なければならない。企業がローンが支払余力の構成要素として分類される額を、少なくとも返済日の直前5年間にわたり徐々に削減する場合には、この義務は履行されることを要しない。

**第3項** 第1項a文および第2項の規定は、企業が ISVAP の認可を

得た場合には、繰上償還の可能性を否定しない。この申請は満期の3ヶ月前までにISVAPに提出されなければならない。ISVAPは、企業の支払余力が要求水準を下回らない場合にのみ、繰上償還を認可する。

**第4項** 第33条第2項h文の無期限ローンおよび他の金融資産は、以下の条件を充足する場合にのみ、支払余力の中に組み込まれることができる：

- a) 持参人の自発的な意思に基づいて、またはISVAPの事前認可なしに償還されえないこと；
- b) 証券発行契約において、企業につき利息の支払延期可能性が認められていること；
- c) 企業に対する貸主の債権は、全非劣後債権者の債権に完全に劣後すること；
- d) 有価証券の発行を定める契約書において、企業がその事業を継続することができる限り、債務および未払利息の損失吸収許容量が規定されること。

**第5項** 劣後ローン契約は、ISVAPの事前認可によってのみ修正されることができる。

(参照：92年指令49号24条)

### 第35条（支払余力の決定）

**第1項** 支払余力は、年間保険料もしくは掛金の額、または直近の3事業年度に関する保険金の平均額に応じて決定される。ただし、企業がもつばまたは以前から、信用、暴風雨、雹および水の危険のうちの単一または複数に関する保険を引き受けている場合には、直近の7事業年度に関する保険金の平均額が考慮される。

**第2項** 第38条に定められている場合を除き、支払余力の金額は、第1項に示されたふたつの決定基準に従って得られた額のうち、高く

評価された金額に相当しなければならない。

(参照：78年指令295号37条)

### 第36条（年間保険料または掛金の額に関連する支払余力の算定）

第1項 年間保険料または掛金の額に関連する支払余力は、次のように算定される：

- a) 前事業年度およびそれ以前の事業年度に締結された元受保険契約に関する、前事業年度管轄の保険料および追加保険料または掛金額が、再保険における譲渡に合算される；
- b) 前事業年度に再保険で引き受けられた危険に関する保険料の額が、払戻の譲渡に付加される；
- c) 前事業年度に無効となった契約に関する収入保険料または掛金の額、ならびに前記a文およびb文に示された保険料および掛金に直接関連する税金、公共料金その他の負担金は控除される。

第2項 前記算出額のうち、ひとつは1000万ヨーロッパ通貨単位に相当するイタリア・リラにおける額まで、そしてもうひとつはその超過額までのふたつの分担金に分割される。

第3項 支払余力の算定について、まず第1分担金については18パーセントの割合を、第2分担金については16パーセントの割合を乗ずる。そして、前事業年度について、営業の最初と最後に積み立てられた保険金準備金を考慮して算定される再保険者の負担する分担額を考慮した保険金の額と、営業の最初と最後に積み立てられた保険金準備金を考慮して算定される再保険料の全保険金の額に対する割合を乗ずる。この割合が50パーセントを下回る場合には、50パーセントの限度で算定される。

(参照：78年法律295号38条)

### 第37条（保険金の年間平均額に関連する支払余力の算定）

**第1項** 保険金の年間平均額に関連する支払余力は、次のように算定される：

- a) 第35条第1項の事業年度の元受保険について支払われた保険金の額が、再保険者の負担する分担金に合算される；
- b) 再保険で引き受けられた危険について、当該事業年度において支払われた保険金の額が払戻の税込譲渡に付加される；
- c) 元受保険および再保険の引受に関して、前事業年度末に積み立てられた保険金準備金が付加される；
- d) 第35条第1項の事業年度中に支払われた補償額は控除される；
- e) 元受保険および再保険の引受に関して、第35条第1項の事業年度の開始時に積み立てられた保険金準備金は控除される。

**第2項** 以上のようにして算定された第30条の第3および第7事業年度に相当する金額は、ひとつは700万ヨーロッパ通貨単位に相当するイタリア・リラにおける額まで、そしてもうひとつはその超過額のふたつの分担金に分割される。

**第3項** 支払余力の算定に関して、まず第1分担金については26パーセントの割合を、第2分担金については23パーセントの割合を乗ずる。そして、前事業年度について、営業の最初と最後に積み立てられた保険金準備金を考慮して算定される再保険者の負担する分担金を控除した保険金の額と、営業の最初と最後に積み立てられた保険金準備金を考慮して算定される再保険料の全保険金の額に対する割合を乗ずる。この割合が50パーセントを下回る場合には、50パーセントの限度で算定される。

**第4項** 救援費用種目の営業を認可された企業については、支払われる保険金の額の中に、救援給付のための第三者に支払われた賠償金も含まれる。

(参照：78年法律295号39条)

**第38条（疾病保険における支払余力の算定に関する特別規定）**

**第1項** 第36条および第37条において、保険料または掛金の年間総額および保険金の年間平均額に基づく支払余力の算定に適用される割合は、生命保険が営まれているものと類似した技術的準備金で営業されている疾病保険について、次の条件を充足する場合には、3分の1に減額される：

- a) 保険料がアクチュアリー基準による死亡率表を基礎として算定される場合；
- b) 老老準備金の積立が規定されている場合；
- c) 適切な安全率を確保するために追加保険料の支払義務が規定されている場合；
- d) 保険契約の3年目以後の契約解約権が企業に認められている場合；
- e) 契約期間中であっても、保険料の増額または保険金額の減額の可能性が保険証券中に記載されている場合。

**第2項** 本条の疾病保険が同一企業で他の保険種目とともに営まれている場合には、支払余力は疾病種目および他の種目の群ごとに別々に算定され、その結果を考慮したうえで決定される。

（参照：78年法律295号40条）

**第39条（保証基金）**

**第1項** 支払余力の最低限度額の3分の1は保証基金を構成する。

**第2項** 第12条で規定された制限が適用される限り、この基金はいかなる場合においても、次に示された額に相当するイタリア・リラの額を下回ってはならない：

- a) 140万ヨーロッパ通貨単位：免許が付表A項目の14番に示された種目に該当する危険またはその一部に関連する場合で、本種目の保険料または掛金の額が、直近の3事業年度のそれぞれにつき

250万ヨーロッパ通貨単位、または保険料もしくは掛金総額の4パーセントを超えない場合；

b) 40万ヨーロッパ通貨単位：免許が付表A項目の10番、11番、12番、13番および15番に示された種目のひとつに該当する危険、またはその一部が関連する場合、または付表A項目の14番に示された種目に該当する危険またはその一部に関連し、かつa文の規定が適用されない場合；

c) 30万ヨーロッパ通貨単位：免許が付表A項目の1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、16番および18番に示された種目のひとつに該当する危険またはその一部に関連する場合；

d) 20万ヨーロッパ通貨単位：免許が付表A項目の9番および17番に示された種目のひとつに該当する危険、またはその一部に関連する場合；

**第3項** 免許が複数の保険種目を含んでいる場合、本条が適用されるにあたっては、その営業について最高額が要求されている種目のみが考慮されるものとする。

**第4項** 付表A項目の14番に示された種目の営業が認可された企業は、その保証金を第2項a文に基づく140万ヨーロッパ通貨単位まで引き上げようとする場合には、次の期間が猶予される：

a) 3年間：100万ヨーロッパ通貨単位の額に到達するまで；

b) 5年間：120万ヨーロッパ通貨単位の額に到達するまで；

c) 7年間：140万ヨーロッパ通貨単位の額に到達するまで；

**第5項** 第4項の期間は、第2項a文に示された条件が充足された次の事業年度から開始する。

(参照：78年法律295号41条)

#### 第40条（事業方法書の実施状況の監督）

**第1項** ISVAPは、第14条に基づいて提出された事業方法書の実施



状況について監督する。

**第2項** 企業は最初の3事業年度については、ISVAPに対し、事業方法書の実施状況に関連する決算報告書を、半年ごとに提出する責任を負う。

**第3項** 決算報告書から企業の会計状況に著しい不均衡が生じていると判断された場合には、ISVAPは、当該企業が事業方法書を遵守し、経営の均衡をはかるために必要なあらゆる手段を講ずることができる。

**第4項** 企業は事業方法書および定款に関するすべての変更、ならびに第11条第2項c文およびd文に示された人に関するすべての変更を、ISVAPに届け出なければならない。事業方法書および定款の変更は、ISVAPにより承認されなければならない。

(参照：92年指令49号6条；78年法律295号42条)

#### 第41条（料率および保険約款の届出）

**第1項** 企業はISVAPの要請に応じて、その都度、契約者との取引において使用した料率、普通保険約款および特別保険約款、書類、契約集ならびに印刷書類を届け出なければならない。

**第2項** 企業が第1項の規定に反する場合には、強制保険の営業の認可された企業は、ISVAPに対し、それに関連する普通保険約款および特別保険約款をその適用前に届け出なければならない。

**第3項** 第1項および第2項の内容の届出は、企業について、事業活動の前提条件とはならない。

(参照：92年指令49号29条・30条)

#### 第42条（経営者および株主の不適合性の発生）

**第1項** 経営管理、指揮および企業の監督資格の付与された者が、第11条第2項c文の要件の全部または一部を喪失した場合には、その

者は当該職務から退任する。退任は前掲の不適格性が認識された日から30日以内に、取締役会により発表されなければならない。前掲の期間内に退任が取締役会により発表されなかった場合には、退任はISVAPの措置により発表される。

**第2項** 自然人、法人の取締役、監査役および理事、企業で支配権限または経営参加権限を有している者が、第11条第2項d文の要件の全部または一部を喪失した場合には、1991年1月9日法律第20号第10条第3項の規定が適用される。

(参照：78年法律295号18条の2；91年法律20号9条・10条)

#### 第43条（生命保険事業およびカピタリゼーション事業に関する条件）

**第1項** 生命保険事業およびカピタリゼーション事業に関する第20条の適用される企業は、生命保険政令の規定に従わなければならない。

### 第4節 保険類型ごとに適用されるその他の規定

#### 第1款 権利保護保険に関する特別規定

#### 第44条（事業および適用範囲）

**第1項** 付表A項目の種目17番（権利保護）を営む保険会社は、当該種目の営業に関して、本政令に含まれる規定を遵守しなければならない。

**第2項** 権利保護種目に該当する保険契約とは、保険者が、その責任として、訴訟費用および専門家経費を拠出する義務を負うもの、または被保険者がすべての訴訟手続において、裁判上自己の利益を防御するために必要なその他の種類の給付、もしくは裁判外において、損害を賠償する目的でなされる給付、もしくは賠償請求に対して防御する目的でなされる給付を行なう義務を負うものをいう。

**第3項** 本政令の規定は、以下には適用されない：

a) 海上船舶の利用またはその利用に関連して発生する紛争に関する

る権利保護保険；

- b) 民法典第1917条の被害者の請求に対抗するための民事賠償責任保険者が行う行為。

(参照：91年政令393号4条)

#### 第45条（他の保障との重複可能性）

第1項 権利保護の保障がひとつの保険契約の中で他の保障と重複して給付される場合には、それに適用される保険約款およびそれに関する保険料は、契約の中で別枠で示されなければならない。

(参照：91年政令393号5条)

#### 第46条（保険事故管理の様式）

第1項 権利保護種目を営む企業は、当該種目の保険事故管理およびこれに関連する相談について、以下の様式のうちのひとつを採用し、それをISVAPに事前に届け出なければならない。

第2項 保険企業は以下のことを行なうことができる：

- a) 保険事故管理業務および相談業務を直接行なうこと；
- b) 前文の業務を法律的に独立した企業に委託すること；
- c) 保険事故が発生した場合には、被保険者は保険者に介入を請求する権利を行使する前に、自己の選択に基づいて、弁護士または現行法の規定により資格を有する他の専門家に対して、自己の利益の保護を委ねることができる旨を、契約の中で定めること。

第3項 企業が第2項a文の権限を行使する場合には、以下の条件を充足しなければならない：

- a) 企業が複数の種目を営んでいる場合には、当該担当者は、企業が営んでいる他の保険種目において、企業のために、保険事故管理業務または相談業務を行なうことはできない；
- b) 企業が複数の種目を営んでいるか、または限定された種目を営

んでいるかを問わず、当該担当者は、企業と財務的、取引的または管理的に関係する損害保険を営むその他の企業のために、当該企業が営むその他の種目に関して、保険事故管理業務または相談業務を行なうことはできない。

**第4項** 企業が第2項b文の権限を行使しようとする場合には、その旨を契約書の中に明記しなければならない。その場合、行使しようとする企業の社名を明記する。法律上独立している企業が、損害保険を営む他の企業と関係を有している場合には、保険事故管理業務または相談業務の担当者は、他の企業の営業する他の種目において当該業務または類似業務を行なうことはできない。法律上独立している企業もまた、1982年8月10日法律第576号第4条に基づいて、ISVAPの監督の対象となる。

**第5項** 企業はISVAPに事前に届け出ることにより、引き続き他の様式を採用することができる。この変更は、届出後に締結された契約についてのみ有効である。

(参照：91年政令393号6条)

#### 第47条（普通保険約款）

**第1項** 被保険者は以下の権利を有する：

- a) 法律手続上または行政手続上、自己の利益を防御、代理および保護するために、弁護士または現行の国内法の規定に基づく他の有資格者に依拠する場合に、その者を選択すること；
- b) 企業との利益衝突が発生した場合に、自己の利益保護を委託する弁護士または現行法の規定に基づく他の有資格者を選択すること。

**第2項** 普通保険約款は第1項の権利を規定しなければならない。

**第3項** 保険事故管理に関して、被保険者と企業との間で合意が得られなかった場合には、当事者は、裁判所に訴えるか、またはとるべ

き行動に関して衡平に行われる仲裁にその決定を委ねることができ  
る。これらふたつの権限は、契約書の中に明示されなければならない  
い。

(参照：91年政令393号7条)

#### 第48条（排除）

第1項 被保険者が第47条第1項の権利を行使する場合を除き、以下  
の条件が充足される場合には、保険約款はそれを明示する必要はない：  
：

- a) 権利保護保険が、共和国内における自動車の運行に起因した紛  
争に限定されていること；
- b) 前文の保険が、自動車の事故およびその損傷の場合に機能する  
救援保険契約と連結していること；
- c) 権利保護保険の保険者も救援保険の保険者も、民事賠償責任保  
険種目を営んでいないこと。

第2項 第1項の場合、企業が権利保護について、紛争の両当事者の  
危険を引き受けている場合には、これらの者は、弁護士または現行  
法の規定に基づく他の有資格者により、各自独立して、幫助および  
代理される。

(参照：91年政令393号8条)

#### 第49条（利益の衝突）

第1項 被保険者と企業との間で利益が衝突した場合、または保険事  
故管理業務に関して合意が成立しなかった場合には、企業は被保険  
者に対し、第47条第1項a文およびb文の権利を行使する可能性、  
または同条第3項の仲裁の可能性に関する意思について、文書で尋  
ねなければならない。

(参照：91年政令393号9条)

第2款 救援保険に関する特別規定

第50条（事業および適用範囲）

第1項 救援種目の保険事業を営む企業は、保険料の受領直後に、被保険者に対し、将来事故が発生した際に、被保険者の発見が困難となる場合の救助方法を合意の範囲内において講じておかせざる義務を負う。

第2項 救助方法は、金銭給付または現物給付で行われることができる。現物給付は、人的活用および第三者の装備の使用によって行なうことができる。

第3項 救援種目の保険事業にならない営業とは、保存または修理行為、顧客に対する救助の給付行為、および単なる仲介として、救援行為を指示また準備するだけの行為をいう。

第4項 救援種目の保険事業にならない営業とは、共和国内で傷害事故または車両損害が発生した場合に、共和国内に居所または住所を有する者により行われた救援行為で、その行為が以下の制限によって行なわれるという条件付きのものをいう：

- a) 大部分が他人およびその人を使用することにより行われる事故の発生場所での救助；
- b) 最寄りのまたは修繕するために適切な工場まで車両を運搬すること、および通常は救援活動であるが、他の手段による場所的移動の継続が可能な最寄りの場所まで、運送人および搭乗者を運ぶこと。

第5項 傷害事故または車両損害が外国で発生し、救援または車両の運搬を行なう主体が、被救援者が会員であり、国内の組織と相互の合意に基づいて、会員料金を支払うだけで付加的報酬を支払うことなく救援行為を享受できる、イタリアの組織に類似する組織である場合においても、第4項の規定が適用される。

第6項 保険企業が第4項の救援行為を行なった場合には、それは救

援種目における給付となり、付表C項目の場合を除いて、付表A項目の種目18番（救援）の営業免許を取得している企業のみが行なうことができる。

（参照：91年政令393号1条）

#### 第51条（企業の救援手段の監督）

第1項 救援種目について保険事業を営む企業は、引き受けた責任を履行するために講じた、医師の資格を含む、使用される人材および装備についてもまた、ISVAPの監督の対象となる。

第2項 商工省はISVAPの提案に基づき、救援種目の保険事業の営業に必要な人的要件および物的要件を省令で定める。

第3項 人材および装備が他の加盟国においてもまた監督の対象となっている場合には、ISVAPは当該加盟国の監督官庁に対して、第1項の確認をするために有益な情報および資料を請求することができる。

第4項 ISVAPはこれに対して、他の加盟国の監督官庁に対し、第3項の情報および資料を提供することができる。

第5項 本条を適用する場合に利用される情報および資料の送付は、業務上の秘密を犯すものではない。

（参照：91年政令393号2条）

#### 第5節 外国における営業所に関する事業活動および 役務提供の自由に関する事業活動

#### 第52条（他の加盟国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件）

第1項 他の加盟国内に支店を設立しようとする企業は、ISVAPに対し事前にその旨を届け出なければならない。

第2項 企業は以下の内容を届け出なければならない：

- a) 領土内に支店の設置を予定している加盟国と支店の住所；
- b) 引受を予定している危険の種類，ならびに支店の組織構成を記載した事業方法書；
- c) 統括代理人の任命を証明する書類。この者は裁判上のすべての行為について，および支店を設置している加盟国の全監督官庁に対して企業を代理する権限を有し，契約を締結し，当該加盟国で営まれる事業に関するその他の書類に署名する権限が記載された委任状を備えていなければならない。統括代理人は支店と同じ住所に居所を有していなければならない。この者に法人格が付与されている場合には，この法人は自己の代理人として，前掲の権限が記載された委任状を備えている自然人を任命しなければならない。

第3項 統括代理人または支店の実際の営業を委任された人は，任務の遂行期間の全般に渡り，第11条第2項c文に定められている要件を充足しなければならない。この要件が充足されていない場合には，第42条第1項に基づいてその者は解任される。そして，企業は統括代理人または支店の実際の営業を委任された人の後任を任命する義務を負担し，その後任として任命された人の名称を ISVAP に届け出る義務を負う。

第4項 企業が支店を介して，付表A項目の種目10番（陸上車両民事賠償責任保険）に示された危険を，運送人の責任を除いて引き受けようとする場合には，この他に支店所在加盟国の国内保険連盟の構成員になること，および保証基金の出資者になる旨を表示しなければならない。

（参照：92年指令49号32条）

### 第53条（ISVAPの通告義務および権限）

第1項 第2項に規定する障害の存在が認識されなかった場合，ISVAP



は、第52条の届出を受理した日から90日以内に、支店を設置しようとする加盟国の監督官庁に当該情報を通告する。その場合、当該企業がその資産とともに、第33条以下に定められた最低支払余力を有している旨の追加証明を送付する。

**第2項** ISVAPは企業の財務状況が不十分であると判断した場合、または統括代理人もしくは支店の実際の営業を委任された人が、誠実性および専門性の要件を充足していないと判断した場合、または企業が支店として設置しようとする組織構成が不適切であると判断した場合には、第1項の行為の遂行に取り掛かることはできない。

**第3項** ISVAPは企業に対し、企業が支店を設置しようとする加盟国の監督官庁に対して、第52条の情報を送付したこと、または送付手続をとらないと決定した場合には、拒否の事実およびその理由を書面で通告する。企業への拒否の通告は、第1項に定められ期間が経過する前に行われなければならない。

**第4項** 企業は、支店を設置しようとする加盟国の監督官庁からの承認の通告を受理するまでは、またはこの通告がない場合には、当該官庁がISVAPから第52条の情報を受理した日から60日が経過するまでは、支店を設置し、その事業を開始することはできない。ISVAPは当該期間内に、公益のために支店が自己の事業を営む際に服さなければならない条件に関して、当該官庁から送付されたすべての情報を、企業に対してただちに通告しなければならない。

**第5項** 企業が第52条第2項の情報の一部または全部を変更しようとする場合には、変更しようとする日から30日前までに、ISVAPおよび支店所在加盟国の監督官庁へ書面で届け出なければならない。ISVAPは当該情報を受理した日から90日以内に、自己の監督権限内において修正を審査する。ISVAPは当該期間内に支店所在加盟国の監督官庁から送付されたすべての通告を企業に対してただちに送付する。

(参照：92年指令49号32条)

**第54条（他の加盟国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件）**

**第1項** 他の加盟国内で役務提供の自由に関する事業活動を初めて営もうとする企業は、ISVAPに対し事前にその旨を届け出なければならない。届出書類には、企業が事業を行おうとする施設、活動しようとする加盟国、ならびに引き受けようとする危険および債務の性質を示した計画書が添付されなければならない。

**第2項** 役務提供の自由に関する加盟国の制定法がその旨を規定している場合には、付表A項目の種目10番（陸上車両民事賠償責任）に示された危険を引き受けようとする第1項の企業は、運送人の責任を除いて、この他に営業しようとする各加盟国ごとに、ISVAPに対し以下の内容を届け出なければならない：

- a) 1988年6月22日EC理事会指令第357号（n.88/357/CEE）第4章第12条の2の保険事故を引き受ける代理人の名称および住所；
- b) 企業が役務を提供する加盟国の国内保険連盟の構成員になること、および保証基金の出資者になる旨の表示。

(参照：92年指令49号34条；92年政令49号8条)

**第55条（ISVAPの通告義務および権限）**

**第1項** ISVAPは、第54条での情報を受理した日から30日以内に、企業がその領土内で役務提供の自由に関する事業活動を営むことを予定している加盟国の監督官庁に対し、以下の内容を通告する：

- a) 企業の名称および支店の住所；
- b) 企業が資産の集合体として、第33条以下の最低支払余力を備えている旨の証明書；
- c) 企業が営業免許を交付された保険種目の証明書；

d) 企業が引き受けようとしている危険および債務の性質を記載した申請書；

ISVAPは、適宜、当該企業に対して前掲の書類を送付した旨を通告する。

**第2項** 第1項の期間内において、ISVAPはこの他に、必要に応じて、第54条第2項の情報を当該監督官庁に通知する。

**第3項** 企業が組織構成および事業方法書に関して有すべき財務状況について不十分であると判断された場合には、ISVAPは第1項の情報を送付することができない。情報の送付が拒否された場合には、ISVAPは第1項の期間内に、当該企業に対して拒否の理由を通告するものとする。

**第4項** 企業はISVAPから第1項の情報の送付通告を受理した日から、事業を開始することができる。

**第5項** 企業は第54条の計画書に記載された内容の一部を変更しようとする場合には、第53条第5項の規定に従わなければならない。ISVAPは企業からの申請内容を審査し、役務提供加盟国の監督官庁から送付されたすべての通告を、ただちに企業に通告する。

(参照：92年指令49号35条・36条；92年政令49号9条)

## 第56条（法定社会保障制度の代替措置としての疾病保険）

**第1項** 疾病保険種目が法定社会保障制度により構成される健康保障を完全または部分的に代替し、かつ1992年E C理事会指令第49号（n.92/49/CEE）第54条第2文第1項に基づいて、生命保険の技術に類似した技術に従って強制的に運営されている、他の加盟国に存在する疾病保険種目の危険を引き受けようとする企業は、ISVAPに対して、関係加盟国の監督官庁が公表している疾病率および統計資料の提示を申請しなければならない。ISVAPは申請の日から20日以内に提出する義務を負う。

第2項 第1項の企業は、関連する保険料の算定に関する技術的基礎をその使用前に ISVAP に届け出なければならない。

(参照：92年指令49号54条)

#### 第57条 (ISVAP の権限)

第1項 ISVAP は直接にまたは適切な担当者を介して、他の加盟国内で営業所に関する事業活動を営んでいる企業の支店において、当該企業に関する監督の遂行に必要な要素をすべて審査するために、臨店検査を行うことができる。ISVAP は当該検査を行う前に支店所在加盟国の監督官庁に通告しなければならないが、当該官庁は、必要に応じて当該検査に参加することができる。

第2項 ISVAP は、支店所在加盟国または役務提供加盟国の監督官庁の勧告にも基づき、当該国内における資格または企業の財務健全性を危うくする当該国内における事業について、企業が犯している不正を終了させるために適切な手段を講ずる。ISVAP は講じられる適切な手段について、支店所在加盟国または役務提供加盟国の監督官庁に通告する。

(参照：92年指令49号10条；92年政令49号10条)

#### 第58条 (契約に関する届出)

第1項 第52条および第54条の企業は、ISVAP に対し、貸借対照表とともに、営業所に関する事業活動および役務提供の自由に関する事業活動に基づく取引に関して、別々に作成された技術的計算書類を加盟国ごとに、かつ以下の方法で分けられた付表A項目に示された保険種類ごとに送付しなければならない。

- a) 傷害および疾病（1番および2番）；
- b) 車両保険（3番，7番および10番；運送人の責任が排除された種目10番に関連する総額は、特定されなければならない）；

- c) 火災およびその他の財産損害（8番および9番）；
- d) 航空，海上および運送保険（4番，5番，6番，7番，11番および12番）；
- e) 普通民事賠償責任（13番）；
- f) 信用および保証（14番および15番）；
- g) その他の種目（16番，17番および18番）。

**第2項** 第1項の企業は，共和国外に存在する危険に関する共同保険契約に関するデータを別の個所に表示しなければならない。

**第3項** 第1項の技術的計算書類は，ISVAPの措置により定められた規定に従って作成される。

**第4項** ISVAPは第1項の計算書類を受理した月の翌月末日までに，計算書類から判明する再保険を組み込んだ保険料の総額を，その通告を要請してきた支店所在加盟国または役務提供加盟国の監督官庁に対して通告する。

（参照：92年指令49号44条；92年政令49号11条・12条）

#### **第59条（非加盟国内における営業所に関する事業活動および役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件）**

**第1項** 非加盟国内に支店を設置しようとする企業は，ISVAPに対して，その領土内で営業活動を行おうとしている国と支店の住所を事前に届け出なければならない。

**第2項** 企業は申請書に，支店の経営管理責任者の氏名，引受を予定している危険，ならびに最初の3事業年度に関する支払手数料，保険料収入および支払われるべき保険金の額の予測値，ならびに企業が支店として設置しようとする組織構成を記載した事業方法書を添付しなければならない。

**第3項** ISVAPは，企業の財務状況が不十分である，または提出された事業方法書を審査した結果，支店の組織構成が不適切であると

判断した場合は、企業に対し、支店設置手続の遂行を禁止することができる。

第4項 前項までの規定は、非加盟国内で、役務提供の自由に関する事業活動を行おうとする企業についても適用される。

(参照：92年政令49号33条により修正された59年統一法典449号51条)

### 第6節 他の加盟国内における支店を介して共和国内で営まれる役務提供の自由に関する事業活動

#### 第60条 (営業開始の条件および営業の条件)

第1項 他の加盟国内に所在する支店を介して、共和国内で役務提供の自由に関する事業活動を営もうとする本章の企業は、ISVAPに対して、事前に以下の内容を届け出なければならない：

- a) 企業がそれを介して活動しようとしている支店の住所；
- b) 企業が引き受けようとしている危険および債務の性質を記載した申請書；
- c) 企業が自動車および船舶の航行に起因する民事賠償責任の強制保険を引き受けようとする場合には、この他に、ISVAPに対して、第90条に定められた代理人の名称および住所を届け出なければならない。

第2項 企業は、ISVAPが第1項の情報の届出受理を証明した日から、第1項の事業を開始することができる。

第3項 企業は第1項の内容を変更しようとする場合には、つねにISVAPに届け出なければならない。

第4項 第1項の事業の営業は、本章に属する規定、および適用される限りにおいて、第81条第5項、第87条および第89条の規定の適用を受ける。

(参照：92年指令49号35条；92年政令49号17条)

第7節 商工省および ISVAP の措置

第61条（技術的準備金に関する規定の違反）

第1項 企業が第23条以下の技術的準備金に関する規定を遵守しない場合には、ISVAPは適切な期間を定め、企業に対してこれらの規定を遵守するように勧告する。

第2項 ISVAPは、企業が活動するかまたは資産を保有している他の加盟国の監督官庁に事前に通告した後、企業に対し、自己の措置に基づき、共和国内に所在する企業の資産の自由処分を禁止することができる。さらに前掲の官庁に対して、当該国内に所在する資産に関し、同様の措置を講ずるように要請することができる。この場合、これらの手段の対象となるべき資産を指定することができる。

第3項 企業が所定の期間内に第1項に基づいてなされた勧告を遵守しなかった場合には、ISVAPは自己の措置に基づき、新契約の引受を禁止することができる。この場合、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業に関する法律の統一法典第75条、ならびに1925年1月4日勅令第63号で承認された私保険事業に関する規定の施行規則第114条および第115条の規定に従う。

第4項 第3項の措置は、関係企業および企業が活動している他の加盟国の監督官庁に通告され、イタリア共和国官報に掲載される。

第5項 新契約の引受禁止は6ヶ月間継続する。この期間内に企業が当該措置が講じられた原因を除去した場合には、当該措置は取り消される。取消措置は、企業が活動している他の加盟国の監督官庁に通告される。

（参照：92年指令49号13条；78年法律295号43条・45条）

第62条（支払余力および保証基金に関する規定の違反）

第1項 企業が第35条以下の規定に基づいて必要限度の支払余力を確

保していない場合には、ISVAPは当該企業に対して、適切な期間内に再建計画を提出するよう勧告する。

**第2項** 支払余力が第39条の保証基金の額を下回る場合、または同条の規定に従って十分に確保されていない場合には、ISVAPは当該企業に対して、適切な期間内に短期資金調達計画を提出するよう勧告する。その計画には、企業が正常な資金状況を再構築するために採用されるべき手段が表示されなければならない。

**第3項** 第1項および第2項に示された諸計画は、ISVAPの提案に基づき、その執行期間が決定され、商工省令で認可される。

**第4項** 再建計画または資金調達計画が協同組合に関連するもので、かつ増額分を組合員に負担させる利益配当の額面価格の増額によって、または組合員の選択権に基づく新株発行によって資本金の増額を決める場合には、第13条に示された各出資額の限度は倍増される。この場合、資本金増額会議の決議が承認されるためには、協同組合は再建計画または資金調達計画を認可した商工省令を提示する責任を負う。

**第5項** 第1項に規定されている場合、ISVAPは自己の措置により、企業に対して共和国内に所在する企業資産の処分行為を禁止することができる。第2項に規定されている場合にも、同様の措置を講ずることができる。これらふたつの場合において、ISVAPは、企業が活動しているまたは資産を保有している他の加盟国の監督官庁にその旨を通告し、当該国内に所在する企業の資産について、同様の措置を講ずるように要請することができる。その場合、これらの手段の対象となるべき資産を指定する。

**第6項** 第5項の措置は関係企業に通告される。

**第7項** ふたつの保険部門の経営につきそれぞれ定められた限度額まで支払余力を確保していない第22条の企業について、ISVAPは、本条または生命保険政令の条文の諸計画に関連して、支払余力の明



白な超過要素を他の支払余力から移転させることを認可することができる。

(参照：92年指令49号13条；78年法律295号44条・45条)

### 第63条（再建計画および資金調達計画の執行状況に関する監督）

第1項 ISVAPは重役会議、理事会、および本法第62条に基づいて再建計画または短期資金調達計画の提出が要請された会社の会議に、当該計画を執行するために、行政監督官の参加を命ずることができる。

第2項 ISVAPの総裁は、商工省に対して定期的に、当該再建計画または資金調達計画の執行状況および企業の概括的な状況について報告する。

第3項 商工省はISVAPの提案に基づいて、当該計画の遂行中に、再建計画または資金調達計画に定められた目的を達成するために必要な修正を要請することができる。場合によっては、当該計画の実行期間の延期を定めることができる。

(参照：78年法律295号65条)

### 第64条（企業資産の拘束）

第1項 ISVAPは第62条第2項に定められた場合において、自己の措置により、第31条の帳簿に記載された共和国内に所在する企業の不動産上に、被保険者および保険金請求権を有する第三者のために抵当権の登記を命令する。この他に、同様の方法により、信託金庫またはイタリア銀行への前掲帳簿記載の証券の預託、ならびにこれらの証券の拘束および前掲帳簿記載の資産に含まれる現金による預託の拘束を命令する。

第2項 証券の預託および拘束、ならびに現金による預託の拘束および国による証券の1年分の拘束または抵当権貸付の拘束については、

1925年1月4日勅令第63号で承認された私保険事業に関する法律の施行規則第27条の規定が適用される。

**第3項** 第2項に定められた債権以外の債権について、企業は所在場所を問わず、その使用に関して命令する ISVAP に対し、回収された債権総額を6ヶ月ごとに届で出る義務を負う。

**第4項** 共和国内に所在する資産について、第1項の規定に従ってなされる抵当権の設定登記および拘束の記録は、企業の負担する抵当権設定税の対象となる。

**第5項** ISVAP は企業が活動するかまたは資産を保有している他の加盟国の監督官庁に対し、第1項に基づいて実行された措置を通告する。この他に、当該官庁に対し、以下のことを要請することができる：

- a) 当該国内に所在する不動産につき、第1項第1文と同様の措置を講ずること；
- b) 共和国内に移転させる目的で、当該国内に所在する証券および現金による預託を拘束すること。

**第6項** 第1項の措置は、ISVAP により、企業の不正の程度に応じて、第61条第3項に定められた場合にも採用される。

(参照：92年指令49号13条)

## 第65条（免許の失効）

**第1項** 第19条に規定されている場合の他に、以下の状況のひとつが発生した場合には、企業は第9条に基づき交付された免許を失う：

- a) 免許を明確に放棄した場合；
- b) 6ヶ月以上にわたり事業活動をまったく営まなかった場合。認可種目の一部について、事業活動が停止している場合には、当該種目に関してのみ免許が失効する；
- c) 任意清算をした場合；

- d) 裁判所により破産状態であると宣告された場合；
- e) 強制清算に付された場合；
- f) 自己の保有契約をすべて包括移転した場合。

**第2項** 1942年3月16日勅令第267号第195条および第202条に定められた場合において、第2章の企業が裁判所により破産状態であると宣告された場合には、ISVAPは事前に報告を受けなければならない。

**第3項** 失効はISVAPの措置により宣告され、イタリア共和国官報に掲載される。

(参照：92年指令49号14条；78年法律295号57条3項)

#### 第66条（免許の取消）

**第1項** 企業が以下の状態になった場合には、ISVAPの提案に基づき、商工省により免許が取り消されることができる：

- a) 営業開始の条件を充足しなくなった場合；
- b) 第62条の再建計画または資金調達計画で定められた方策を、所定期間内に実行しなかった場合；
- c) 本政令の規定および企業がその事業を行う場合に遵守しなければならないその他すべての規定に、著しく違反する場合；
- d) 企業がその事業を行う場合に、認可命令において付された制限または事業方法書に定められた制限を遵守しない場合；
- e) 企業が会社の拠出金および報酬の支払に関する法律および契約上の義務に、著しく違反する場合。

**第2項** 自動車および船舶の運航に起因する損害に関する民事賠償責任保険を営む企業については、この他に、本政令第126条で修正された、1969年12月24日法律第990号第16条第1項a文およびb文に定められた場合にも、その免許が取り消されることができる。

(参照：92年指令49号14条；78年法律295号57条1項・2項)

**第67条（免許取消の様式）**

第1項 免許の取消は、ISVAPの提案に基づき、商工省令により行なわれる。

第2項 取消は企業が営業している全種目または一部の種目に関連することができる。

第3項 免許取消の命令はその理由が明記され、関係企業に通告され、かつイタリア共和国官報に掲載されなければならない。

（参照：78年法律295号59条）

**第68条（被保険者および保険金請求権を有する第三者の利益を保護するための措置）**

第1項 免許が第67条に基づいて取り消された場合において、被保険者および保険金請求権者、ならびに従業員の利益を保護するために、第61条および第62条が適用される際に、企業資産の処分行為の禁止措置が講じられていない場合には、ISVAPは企業に対して本措置を講ずることができる。ISVAPはこの他に、第64条に定められた措置を講ずることができる。

第2項 第1項に基づいて実施された措置は、企業が活動するか資産を保有している他の加盟国の監督官庁に通告されなければならない。当該官庁に対して、第61条、第62条および第64条の規定に準じて、同様の措置を講ずるように要請されることができる。

（参照：92年指令49号14条；78年法律295号60条）

**第69条（免許失効および取消の効果）**

第1項 商工省はイタリア共和国官報に掲載される命令により、第65条第1項d文に基づいて免許の取消措置が講じられた企業、または本政令に基づいて営まれているすべての保険種目に関して免許の失効措置が講じられた企業を強制清算に付する。強制清算は取消命令

によってもなされることができる。

**第2項** 取消措置が第66条第1項a文、c文、d文およびe文に示された理由により講じられた場合には、商工省はISVAPの提案に基づき、企業を任意清算に付することができる。商工省はISVAPの提案に基づき、企業に対し、当該措置を講ずる期間を定める。この期間が終了した時に、企業が当該措置を講じていなかった場合には、商工省は当該企業を強制清算に付する。

**第3項** 本政令に基づく営業種目に関して限定的に免許が取り消されたまたは失効した企業は、それに関する命令がイタリア共和国官報に掲載された日から、該当種目の営業を進行中の契約に関する事業活動に限定しなければならず、新契約を締結することはできない。

**第4項** 進行中の契約の中に含まれる黙示の更新条項は、免許の取消措置によりその効力を失う。契約期間が1年を超える場合には、年払保険料の最初の支払期日に発生する効果に基づき、契約者は企業に対して当該契約を解約する旨を文書で通告することができる。

**第5項** 企業が第3項および第4項の規定を遵守しない場合には、商工省はISVAPの提案に基づき、当該企業を強制清算に付することができる。

(参照：78年法律295号61条)

#### 第70条 (任意清算)

**第1項** 企業が任意清算することを決定した場合には、任命された清算人はISVAPにより承認されなければならない。

(参照：78年法律295号62条)

#### 第71条 (他の加盟国の監督官庁への通告)

**第1項** 共和国内に支店を有する企業に対して行なわれた免許の取消または失効措置および強制清算について、ISVAPは当該企業が事

業活動を行なっている他の加盟国の監督官庁に通告する。

(参照：78年法律295号63条)

## 第8節 他の適用規定

### 第72条（貸借対照表，計算書類およびその他の管理行為の執行）

第1項 第73条に定められた場合を除き，本章に規定される企業は，会社の営業，貸借対照表および関連書式の作成，貸借対照表の承認期間，および民法典第2435条の書類を添付した書類をISVAPへ提出する期間については，1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業に関する法律の統一法典第55条，第56条および第61条の規定に引き続き従う。

第2項 貸借対照表には，計算基礎および支払余力の構成要素が記載された貸借対照表が関連する営業の閉鎖日における，支払余力の状況を証明する一覧表が添付されなければならない。この一覧表は，ISVAPの措置により認可された書式に合致しなければならない。第20条第1項に該当する企業，ならびに生命保険事業およびキャピタリゼーション事業を営んでいる企業については，適切な一覧表が認可される。

第3項 救援種目の営業が認可された企業は，この他に，企業が引き受けた責任に対応するために配備する人材および装備に関する書類を，貸借対照表に添付しなければならない。

第4項 本政令，1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された統一法典第61条，ならびに1970年11月24日共和国大統領令第973号で承認された1969年12月24日法律第990号第36条に基づいて，企業が作成しなければならない計算書類および計算記録は，書類で作成され，かつ民法典第2421条最終項およびその他の現行法規の規定に従わなければならない。

第5項 信用保険を営む企業は，当該種目に関する技術的数値および

技術的準備金を明示した計算書類を作成し、ISVAPに届け出たうえ、その措置に服さなければならない。

第6項 生命保険政令付表Iに示された事業を営んでいる企業が、直接的にまたは共和国内に所在する支店を介して、付表の項目に規定された事業を営んでいる企業と、資金面、取引面または経営管理面において関係する場合には、ISVAPは、取り決められた合意または協定が、経費および収益の配当を歪めることのないように監督する。

(参照：78年法律295号67条)

### 第73条（貸借対照表の承認）

第1項 たとえ1975年3月31日共和国大統領令第136号およびその後の修正の規定が適用されない会社または法人の場合であっても、本章の企業の貸借対照表には、同大統領令第8条に定められた特別名簿に登録され、1942年2月9日法律第194号の専門家名簿に登録された保険経理人のひとりとその役員として有している監査法人により作成された報告書が、添付されなければならない。その内容は、資産状態と損益計算書とが一致していることを証明し、計算書類の結果に基づいて現行規定に従った総合的な形式で作成され、これに関する法律の規定を遵守するものとする。

第2項 監査法人の役員の中に、適法名簿に登録されている保険経理人がいない場合には、当該監査法人の提出した報告書には、専門家名簿に登録された保険経理人の報告書が添付されなければならない。

第3項 第1項の大統領令の規定が適用されない企業について、その報告書には、会社の代表権を有する管理者、または同大統領令第3条第1項に示された兼任不可の原因が存在しない監査法人の代表権を有する代表者の報告書が、添付されなければならない。

第4項 第1項の大統領令の規定が適用されない企業についてもまた、

同大統領令第1条, 第2条第1項, 第2項, 第3項および第4項, 第3条, 第4条第1項および第2項, 第5条, 第6条第1項および第3項, 第12条, 第14条, 第15条, 第16条ならびに第17条が適用される。

**第5項** 第1項の大統領令の規定が適用される企業および適用されない企業の貸借対照表を承認する会議の決議に対する異議は, 企業の帳簿に決議内容が記載された日から6ヶ月以内に, ISVAPにより提示されることができる。

**第6項** 第1項の大統領令の規定が適用されない企業について, 監査法人に対する任務提供に関する会議が, 同大統領令第2条第1項に定められた期間内に召集されない場合, または決議がなされない場合には, ISVAPは職務上その任務を遂行する。

**第7項** 監査法人が証明書を交付しなかった場合には, 報告書の中にその理由を分析的に示し, ただちにそれをISVAPに報告しなければならない。ただし, 第1項の大統領令の規定が適用される会社および法人については, 同大統領令第4条最終項が適用される。

**第8項** 監査法人が第7項の規定を遵守しなかった場合には, ISVAPの理事会は, CONSOBに対して制裁措置を講ずるように通告する。  
(参照: 78年法律295号68条)

#### 第74条 (契約の取消および解除)

**第1項** 本章の企業が締結したイタリアの保有契約に含まれる契約は, 当該保険契約が本政令に規定された技術的準備金および支払余力の限度額の決定について, 各本店において合法的に登録されまたは算定されなかった場合には, 保険契約者の請求によって, 1925年1月4日勅令第63号で承認された規則第129条に定められた様式により取り消される。契約が取り消された場合には, 企業は徴収済保険料を全額返還しなければならない。



第2項 本政令に違反した活動をしている企業が締結したイタリアの保有契約に含まれる契約、または新契約の引受が禁止された企業と締結された契約については、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された統一法典第75条が適用される。  
(参照：78年法律295号71条)

#### 第75条（保有契約の包括移転）

第1項 第8条に定義されているイタリアの保有契約の全部または一部を任意で移転する場合には、譲渡企業はその決議と条件について、ISVAPの認可を得なければならない。

第2項 認可はISVAPの措置により与えられ、その旨がイタリア共和国官報に掲載されなければならない。

第3項 企業は共和国内に本店を有する他の企業、および他の加盟国内に本店を有する企業に対し、イタリアの保有契約を移転することができる。譲受企業は、本政令第9条、または1973年7月24日EC理事会指令第239号（n.73/239/CEE）第6条および第7条の規定に準じた本店所在加盟国の法規に基づいて、移転される事業の営業について正当な免許が交付されていなければならない。かつ移転に際し必要な支払余力を確保しなければならない。ただし、いかなる場合においても、保有契約は、非加盟国内に所在する譲受企業の支店に対して移転されることができない。

第4項 移転が自動車および船舶の運航に起因する民事賠償責任に対する強制保険を構成する保有契約に関する場合には、本政令第126条第1項g文で修正された1969年12月24日法律第990号第17条第3項の規定が、引き続き適用される。

第5項 移転が支店の保有契約を含む場合には、ISVAPは当該支店が所在する加盟国の監督官庁に意見を聴取した後に認可する。

第6項 移転される保有契約の中に、役務提供の自由に関する事業活

動により他の加盟国内で締結された契約が含まれる場合、認可のためには、この他に、当該加盟国の監督官庁の意見の聴取を必要とする。

**第7項** 他の加盟国内に本店を有する企業に保有契約が移転される場合には、当該企業が移転受入に必要な支払余力を有していることの証明は、譲受企業の本店所在加盟国の監督官庁による。保有契約が、イタリア共和国以外の加盟国内に所在する譲受企業の支店に対して移転される場合には、譲受企業は、移転の結果、役務提供の自由に関する事業活動に基づいて共和国内で営業することになる事業に関し、第81条の規定を遵守しなければならない。

**第8項** 第5項、第6項および第7項の監督官庁が、ISVAPからの要請を受理した日から90日以内に意見を発表しなかった場合には、当該官庁はそれを承認したものとみなされる。

**第9項** 保有契約は、非加盟国内に本店を有する企業に対しても以下の条件で移転されることができる：

- a) 譲受企業が、共和国内で本政令第93条に基づき、移転される事業を営む免許が交付されていること；
- b) 移転は、譲渡企業が営業所に関する事業活動に基づき、共和国内で締結した契約に限定されること；
- c) 保有契約は共和国内に設立された譲渡企業の支店に帰属すること；
- d) 前号の支店は、本政令に基づいて移転受入に必要な支払余力を有すること。

**第10項** 企業はこの他に、譲受企業が本店を有する国において、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて締結された契約を含む全保有契約の一部を、非加盟国内に本店を有する企業に移転することができる。

**第11項** 本条に基づいて行われる保有契約の包括移転は、契約解除事

由とはならない。ただし、共和国内に住所または法人の場合には本店を有する契約者は、移転がイタリア以外の加盟国内に本店を有する企業に対してなされる場合、またはイタリア国内に本店を有する企業の支店に対してなされる場合には、移転の認可命令の交付日から60日以内に自己の契約を解約することができる。

**第12項** 全保有契約の移転により、譲渡企業は移転される保有契約に関する保険の営業免許を失う。移転が共和国内に本店を有する企業に対してなされた場合、または他国内に本店を有する企業に対してなされた場合であって、かつ共和国内に所在する支店に対してなされた場合には、移転はこの他に、認可命令に基づいてなされた労務関係につき、民法典2112条の規定が適用される。

**第13項** 他の加盟国内に本店を有する企業から共和国内に本店を有する企業になされた保有契約の包括移転が、その領土外で引き受けた債務を含んでいる場合には、ISVAPは譲受企業が移転に必要な支払余力を有していること、および第52条および第54条に定められた条件を充足しているということを条件として承認する。

(参照：92年指令49号12条；78年法律295号72条)

## **第76条（企業の合併および分割）**

**第1項** 本章の企業は、共和国内に本店を有する企業、または本政令第9条もしくは本店所在加盟国の法規に基づいて、本政令の付表A項目に示された保険事業の営業が認可された他の加盟国内に本店を有する企業との間で、吸収合併も含めて、合併することができる。合併、その方式および新定款は、ISVAPの認可に服さなければならない。

**第2項** 共和国内に本店を有する企業が吸収合併する場合には、吸収する企業は、合併に必要な支払余力を有していることを証明しなければならない。

第3項 共和国内に本店を有する企業との間で新企業が設立される合併の場合には、新企業は本政令第9条に基づいて免許を交付されなければならない。さらに、合併に必要な支払余力を有していることを証明しなければならない。

第4項 第1項の合併はISVAPの措置により認可され、その旨がイタリア共和国官報に掲載されなければならない。他の加盟国内に本店を有する企業が合併に関与する場合には、当該加盟国の監督官庁の意見を聴取した後でなければ認可されない。

第5項 共和国内に本店を有する企業が他の加盟国内に本店を有する企業に吸収される場合、または他の加盟国内に本店を有する企業とともに新企業を設立する合併の場合には、ISVAPは以下のことが存在する場合に限り、その合併を認可する：

- a) 吸収企業または新企業が、合併に必要な支払余力を有していること；
- b) 吸収企業または新企業が、第80条および第81条の規定を遵守していること。

第6項 合併に伴って発生する保有契約の包括移転には、第75条第4項および第11項の規定が適用される。

第7項 前項までの規定は、適用される限り、企業の分割についても適用される。

(参照：78年法律295号73条；82年法律576号8条)

#### 第77条（強制清算の手続）

第1項 企業の強制清算の措置は、ISVAPの提案に基づき商工省令により講じられ、その旨がイタリア共和国官報に掲載されなければならない。

第2項 企業の強制清算を決定した命令によって、商工省はISVAPの提出した一覧表の中から、ひとりまたは複数の清算人を任命する

措置を講ずる。

**第3項** 清算人は商事会社の権限に基づいて企業の経営管理を行い、1942年3月16日勅令第267号第194条第2項を引き続き遵守する。清算人の権限は精算業務に限定される。

**第4項** 清算はISVAPの監督の下で行われる。企業が他の加盟国内に所在する支店を介して事業を行っている場合には、清算は当該国の監督官庁の監督をも介して行われる。

**第5項** 商工省の代理人は、専門家の資格において、1982年8月12日法律第576号の施行日後に実施された強制清算手続監督委員会を構成する。ISVAPは、本政令の施行後90日以内に補完手続を遂行する。監督委員会の決定のために、前掲の補完に関連して必要な場合には、大統領の投票が優先する。

**第6項** 強制清算を決定した命令は、もっぱら裁判手続をもって異議を唱えることができる。

(参照：59年統一法典449号80条；78年法律295号74条；80年法律13号11条)

#### 第78条（清算の効果）

**第1項** 強制清算命令が官報に掲載された日に進行中であった保険契約は、当該日から60日間にわたり危険の保証を継続する。

**第2項** 保険契約者は、受取証明付きの書留郵便をもって、強制清算命令が官報に掲載された日から契約解約権を行使することができる。解約は清算機関が届出を受理した日の翌日から効力を発生する。

**第3項** 清算人は、行政上の強制清算に付された企業の保有契約を、適切な合意に基づき、第1項の命令が公布された日から60日以内に、第75条の様式に従って包括移転することができる。1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された統一法典第88条が引き続き適用される。

**第4項** 清算命令の交付日に第31条の帳簿に記載された第23条以下の技術的準備金を担保する資産は、第7項に規定される場合を除き、それが関連する契約および付帯保険に含まれる契約から生じる債務の充足にあてられる。この結果、以下の者は、先取特権または抵当権の利益を享受するにもかかわらず、清算手続の前に発生した債権の帰属者に優先して充足される：

- a) 清算命令の交付日から60日以内に満期の到来した契約、または保険事故の発生した契約について保険金請求権を有している者；
- b) いまだ進行していない危険に関する保険料相当額に応じて、a文の日に進行中の契約上の権利者。

**第5項** 担保資産が第4項a文の全債権について不十分な場合には、第4項b文の債権が選択される。

**第6項** 第5項の債権の支払に先立って、1942年3月16日勅令第267号第111条第1項第1号の費用が支払われる。

**第7項** 自動車および船舶の運航に起因する民事賠償責任に対する強制保険については、1977年2月26日法律第39号による修正で代替された、1976年12月23日暫定措置令第857号の規定が適用される。

(参照：59年統一法典449号83条・84条・88条；78年法律295号74条；93年法律68号12条20項)

#### **第79条 (未認可企業の強制清算)**

**第1項** 商工省は、免許を取得することなく保険事業を営んでいる企業を、自己の判断またはISVAPの提案に基づいて、行政上の強制清算に付することができる。

**第2項** 商工省は、保険事業の違法な営業を理由に行政上の強制清算に付された法人について、その資産の欠如が顕著な場合には、ISVAPの提案に基づいて、清算委員会の任命を必要とする場合を除き、法人を解散させる措置を講ずる。ただし、解散命令の交付日から60日

1995年3月17日政令第175号

の確定期間内に公表されるべき委員会任命の申請が、債権者または他の利害関係人から明確かつ理由付きでなされた場合には、この限りではない。

第3項 清算人が任命された場合、資産の欠如、賠償金の支払または認可に費用の支払に十分な資金がないと判明した場合には、清算人はISVAPに対して負債状態の供託金を供託した後、適宜、清算を要求する認可を申請することができる。

第4項 1942年3月16日勅令第267号第213条第2項および第3項の規定が適用される。

第5項 清算人委員会の経費およびその他の手続費用は、道路事故犠牲者補償基金の自主的経営主体であるCONSAP株式会社の負担による。

第6項 前項の企業との間で締結された契約には、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された統一法典第75条が適用される。

(参照：78年法律295号75条)

### 第3章 他の加盟国内に本店を有する企業に適用される規定

第80条 (共和国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件)

第1項 他の加盟国内に本店を有する企業が、共和国内で営業所に関する事業活動によって、付表A項目に示された事業を開始する場合には、ISVAPに対して、当該加盟国の監督官庁から以下の書類を送付されなければならない：

- a) 当該企業の名称、本店の住所、および当該企業がイタリア国内に設置しようとしている支店の住所を記載した書類；
- b) 企業が、資産の集合体として、1973年7月24日E C理事会指令

- 第239号 (n.73/239/CEE) 第16条および第17条の最低支払余力を備えている旨を明示した書類；
- c) とくに企業が引き受けようとしている危険および債務の性質、ならびに支店の組織構成を記載した事業方法書；
  - d) 支店の統括代理人の任命を証明する書類。統括代理人は裁判上のすべての行為について、および支店を設置している加盟国の監督官庁に対して企業を代理する権限を有し、契約を締結し、当該加盟国内で営まれる事業に関するその他の書類に署名する権限が記載された委任状を備えていなければならない。統括代理人は支店の住所と同じ場所に居所を有していなければならない。この者に法人格が付与されている場合には、この法人は共和国内に本店を有していなければならない。自己の代理人として、イタリア国内に居所を有し、かつ前掲の権限が記載された委任状を備えている自然人を任命しなければならない；
  - e) c文の方法書の中に、企業が自動車および船舶の運航に起因する民事賠償責任を引き受ける意図のあることが記載されている場合には、企業が1990年8月7日法律第242号のイタリア中央連盟(U.C.I.)の会員、および1969年12月24日法律第990号第19条に定められた交通事故犠牲者基金の出資者になる旨を明示した書類。

**第2項** ISVAPは関係企業の本店所在加盟国の監督官庁に対して、公益上の理由から正当化される条件を企業が事業を営んでいる場合において遵守しなければならない旨を明示するために、第1項の届出を受理した日から60日の期間を設定する。

**第3項** 企業はISVAPからの認可を受理した日から、または認可が送付されなかった場合には第2項の期間の終了日から、共和国内に支店を設置し営業を開始することができる。

**第4項** 企業は第1項の情報の一部を変更しようとする場合には、その変更の30日前までにISVAPに届け出なければならない。ISVAP



は変更を審査し、場合によっては、第2項の企業の本店所在加盟国の監督官庁に対して介入する。

(参照：92年指令49号32条；78年法律295号19条)

**第81条（共和国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する営業開始の条件）**

**第1項** 他の加盟国内に本店を有する企業が、共和国内で役務提供の自由に関する事業活動によって、付表A項目に示された事業を設置する場合には、ISVAPに対して、当該加盟国の監督官庁から以下の書類が送付されなければならない：

- a) 当該企業の名称および本店の住所、または当該企業が他の加盟国内に設置している支店を介して営業を行おうとする場合には、当該支店の住所および統括代理人の任命を記載した書類；
- b) 企業が資産の集合体として、1973年7月24日E.C理事会指令第239号（n.73/239/CEE）第16条および第17条の最低支払余力を備えている旨を明示した書類；
- c) 企業が営業認可を受けようとしている保険種目を記載した書類；
- d) 企業が引き受けようとしている危険および債務の性質を記載した証明書。

**第2項** 企業が自動車および船舶の運航に起因する強制民事賠償責任保険に関する危険を引き受けようとする場合には、この他に、ISVAPに対し以下のことを届け出なければならない：

- a) 第90条の代理人の名称および住所；
- b) 企業が1990年8月7日法律第242号のイタリア中央連盟（U.C.I.）の会員、および1969年12月24日法律第990号第19条に定められた交通事故犠牲者基金の出資者になる旨。

**第3項** 企業は、ISVAPが第1項および第2項に定められた書類を受理したと明告した日から、同項の営業を開始することができる。

**第4項** 企業は本店所在加盟国の監督官庁を介して、企業が第1項および第2項の内容に施そうとする変更を ISVAP に届け出る責任を負う。

**第5項** 共和国内で役務提供の自由に関する事業活動を営む場合には、第1項の企業は、たとえ独立した人により経営されている単なる事務所、または自己の企業のために継続して行為を行う責任を負う使用人を介して営業しようとしても、支店、代理人、または共和国内に継続的に所在するその他の機関を利用することはできない。

(参照：88年指令357号14条；92年指令49号35条；92年政令49号15条・16条・17条；92年政令509号1条)

#### 第82条（イタリア語の使用義務）

**第1項** 第80条および第81条に基づいて ISVAP に対してなされる届出は、イタリア語で行なわれなければならない。

(参照：92年指令49号38条)

#### 第83条（料率および保険約款の届出）

**第1項** 第80条および第81条の企業は、ISVAP の要請に応じて、その都度、料率、普通保険約款および特別保険約款、書類、契約書および契約者との関係において使用されているパンフレットを、ISVAP に届け出なければならない。

**第2項** 第1項の例外として、強制保険を営んでいる企業は、それに関する普通保険約款および特別保険約款を、その使用前に ISVAP に届け出なければならない。

**第3項** 第1項の内容の届出は、企業について、営業開始の前提条件とはならない。

(参照：92年指令49号30条・39条)

**第84条（本店所在加盟国の監督官庁の監督）**

第1項 他の加盟国内に本店を有する企業は、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて共和国で行おうとする事業についてもまた、本店所在加盟国の監督官庁の財務監督に服する。

第2項 営業所に関する事業活動に基づいて共和国内で活動している企業の本店所在加盟国の監督官庁は、直接にまたは適切な担当者を介して、当該企業に関する監督の遂行に必要な要素をすべて審査するために支店の臨店検査を行うことができる。当該官庁は当該検査を行う前に、ISVAPに通告しなければならず、ISVAPは必要に応じて、当該検査に参加することができる。

（参照：92年指令49号9条・10条）

**第85条（ISVAPの権限）**

第1項 ISVAPは、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて活動している企業に対して、本条の適用に必要なすべての書類を提出するよう要請することができる。

第2項 ISVAPは、共和国内で営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて活動している企業が、遵守すべきイタリア法の規定を守っていないことを確認した場合には、当該企業に対して不正状況を終了させるように勧告する。

第3項 企業が第2項の勧告に従わなかった場合には、ISVAPは本店所在加盟国の監督官庁に対してその旨を通告し、不正を終了させるための手段を講ずるように要請する。

第4項 不正が継続する場合には、ISVAPは本店所在加盟国の監督官庁に対して通告した後、企業に対し、不正状況を終了させるに適切な方法を講ずることができる。さらに、必要に応じて、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づく新

契約の引受を禁止することができる。この場合には、第74条第2項の規定が適用される。

**第5項** 違反を犯した企業が、共和国内に営業所を有しまたは資産を保有している場合には、イタリア法に基づいて適用される行政上の制裁措置が、当該営業所または資産について講じられる。

**第6項** 営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に対する制裁または制限を講ずる措置は、関係企業に通告されなければならない。

**第7項** 前項に基づいて講じられた措置について、ISVAPは企業の費用で、必要と判断される期間にわたり、日刊紙または適切に目的を遂行するための他の公示手段に公告するよう命ずる。

**第8項** ISVAPは講じられた措置について、本店所在加盟国の監督官庁に通告する。

**第9項** 各本店所在加盟国の監督官庁から要請があった場合、およびかかる手段の対象とならなければならない資産が示された場合には、ISVAPは本章の企業に対して、共和国内に所在する資産の処分を禁止する。当該官庁から要請があった場合には、ISVAPはこの他に、第64条の措置を講ずる。

(参照：92年指令49号40条；92年政令49号21条；78年法律295号77条)

## 第86条（営なんでいる事業に関するデータの届出）

**第1項** ISVAPは、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて、共和国内で営業している企業の本店所在加盟国の監督官庁に対し、各営業種目ごとに、再保険を組み込んであらかじめ引受方法ごとに区別された営業保険料、保険金およびそれまでの営業手数料の総額を報告する。保険種類グループは次のとおりとする：

- a) 傷害および疾病（1番および2番）；
- b) 自動車保険（3番，7番および10番；運送人の責任を排除した10番に関する金額は，特別に示されなければならない）；
- c) 火災およびその他の財産損害（8番および9番）；
- d) 航空，海上および運送保険（4番，5番，6番，7番，11番および12番）；
- e) 普通民事賠償責任（13番）；
- f) 信用および保証（14番および15番）；
- g) その他の種目（16番，17番および18番）。

**第2項** 付表A項目の種目10番に関連する保険に関しては，ISVAPはこの他に，計算された保険事故率および保険金の平均額に関するデータを請求する。その場合，支払われた保険金の平均額および未払保険金の平均額を区別しなければならない。

（参照：92年指令49号44条；92年政令49号23条）

#### 第87条（公示）

**第1項** ISVAPは第80条および第81条に基づいて，共和国内で付表A項目に示された事業の営業を認可された企業の一覧表を，イタリア共和国官報に3ヶ月ごとに掲載する。

（参照：92年政令49号30条）

#### 第88条（保有契約の包括移転）

**第1項** 営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて締結された保有契約を包括移転しようとする，本章の規定に基づいて共和国内で活動している企業は，ISVAPに対し，包括移転の認可を本店所在加盟国の監督官庁に対して申請した旨を届け出なければならない。

**第2項** 保有契約が共和国内に所在する企業に移転される場合には，

ISVAPは以下の内容を審査した後に、承認を与える：

- a) 譲受企業がイタリア国内に本店を有する企業の場合には、当該企業が包括移転に必要な支払余力を確保していること；
- b) 譲受企業が他の加盟国内に本店を有する企業の場合には、当該企業の本店所在加盟国の監督官庁が、当該企業が包括移転に必要な支払余力を確保していると確認したこと。

第3項 保有契約が他の加盟国内に所在する企業に移転される場合には、ISVAPは以下の内容を審査した後に、承認を与える：

- a) 譲渡企業の本店所在加盟国の監督官庁が、譲受企業が包括移転に必要な支払余力を確保していると確認したこと；
- b) 譲受企業が共和国内において第81条の条件を充足していること。

第4項 本条に基づいて包括移転の対象となる保有契約は、いかなる場合においても、非加盟国内に所在する譲受企業の支店に対して包括移転されない。

第5項 ISVAPは自己の承認によってなされた第1項の保有契約の包括移転について、イタリア共和国官報に掲載することにより、通告の措置を講ずる。

第6項 譲渡企業の本店所在加盟国の監督官庁が認可し、ISVAPが同意をして発効した、第1項の企業が締結した契約の全部または一部の任意包括移転、移転契約の解除原因とはならない。ただし、共和国内に居所を有する契約者または本店を有する法人は、第5項の通告の公示日から60日以内に、当該契約を解約することができる。  
(参照：92年指令49号12条；92年政令49号25条)

## 第89条（税務代理人）

第1項 第81条に基づいて共和国内で営業しようとする企業は、締結された契約に関する保険料について、1961年10月29日法律第1216号およびその後の修正で定められた税金の納入を目的として、税務代理

人を任命しなければならない。

第2項 代理人は共和国内に住居を有し、その任命はローマ登記所およびISVAPに届け出られなければならない。

第3項 自己の営業所を共和国内に有する第1項の企業は、当該営業所を介して、税務代理人に帰属する職務を行わせることができる。

第4項 税務代理人は、企業が営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて企業の締結した契約を、個別に明示した帳簿を有していなければならない。その中には、契約ごとに、契約者の属性、契約番号、契約締結日、満期日、保険料の額、保険料率、税率および税額が記載される。帳簿は保険料の徴集日または保険料率に従って、時系列的に備え置かれなければならない。契約は契約締結日から1ヶ月以内に帳簿に記載される。代理人は各契約の写しをもまた保持しなければならない。

第5項 代理人は、ローマ登記所に、前月に徴集した保険料を届け出なければならない。その場合、適用される税率に従って保険料が分類される。代理人は届出時に税金を納入する。

第6項 租税代理人に対しては、1961年10月29日法律第1216号およびその後の修正第12条、第24条および第28条に定められた規定が適用される。

(参照：92年政令49号26条)

## 第90条（保険事故管理の代理人）

第1項 自動車および船舶の運航に起因する民事賠償責任の強制保険を第81条に基づいて共和国内で営もうとする企業は、保険事故の管理およびそれに関連する賠償金の算定を行なう自己の代理人を任命しなければならない。代理人には、損害賠償請求権者が請求する。

第2項 代理人は共和国内に住居を有しなればならず、企業のために保険契約の募集行為を行なうことはできない。

第3項 代理人は、損害賠償請求に関する裁判上の行為について企業を代理する権限を有することも明示された委任状を具備していなければならない。そして、役務提供の自由に関する事業活動に基づいて企業が締結した契約の存在および効力を証明しなければならない。

第4項 保険事故の管理に関する代理人の任務は、第89条に規定された税務代理人によっても履行されることができる。

第5項 代理人の身分および住所は、保険証券の他に、1969年12月24日法律第990号第7条に規定された証票および証明書にも記載されなければならない。

(参照：92年政令509号1条)

#### 第91条（公益に関する国内法規の遵守）

第1項 本章の企業は、公益を保護する国内法規に違反する契約の締結、および公示に対する請願が禁止される。

(参照：92年指令49号28条)

#### 第92条（生命保険事業およびカピタリザション事業の営業）

第1項 各本店所在加盟国内で、付表A項目に示された保険種目の他に、生命保険政令付表A項目に示された単一または複数の種目の営業が認可された本章の企業は、共和国内においてもまた、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて、当該種目を営業することができる。その場合、当該政令の規定に準拠する。

(参照：92年指令49号16条・28条)



## 第4章 非加盟国内に本店を有する企業に適用される規定

### 第1節 営業開始の条件

第93条（共和国内における営業所に関する事業活動に対する営業開始の条件）

第1項 非加盟国内に本店を有し、共和国内で付表A項目に示された種目を営もうとする企業は、ISVAPの措置で認可を受け、イタリア共和国官報にその旨が掲載されなければならない。免許はイタリア領土内に限り有効である。第9条2項の規定が適用される。

第2項 本店所在国で、第1項の保険種目と生命保険政令付表A項目に示されている保険種目との兼営が認められている企業には、第98条に定められている場合を除き、免許は交付されない。

第3項 免許を申請する企業は、共和国内に支店を設置し、さらに共和国内に住所と居所を有し、第80条第1項の権限および本条第4項b文に定められた供託金の積立および維持に必要な業務を行う権限を有する統括代理人を任命しなければならない。代理人に法人格が付与されている場合には、第80条第1項の規定が適用される。

第4項 企業はこの他に、以下のことを証明しなければならない：

- a) 本店所在国の法律に従って、第7条に示された形態のひとつまたはそれと同等の形態で合法的に設立され、免許の申請にあたり、付表A項目に示された種目に対応する単一または複数の種目の保険を、当該国内で合法的に営業していること；
- b) 第103条に示された保証基金の最低限度額以上の額を積み立てるための資産を、共和国内に保有していること、および預金貸付金庫またはイタリア銀行において、前掲の最低限度額の半額以上を担保として現金または有価証券で供託したこと。

第5項 統括代理人または支店の実際の営業を委任された人には、第52条第3項の規定が適用される。

第6項 第4項b文に基づく供託金の積立に充当される資産は、1925年1月4日勅令第63号で承認された私保険事業に関する法律の施行規則第27条の規定が適用される。

(参照：78年法律295号26条)

#### 第94条（その他の免許交付条件）

第1項 企業は免許を取得するために、この他に以下のことを行わなければならない：

- a) 申請書類とともに、以下の書類を提出すること：
  - 1) 民法典第2506条の規定に基づいて作成された設立趣意書および定款、支店の設立決議証明書、および統括代理人の任命証明書の公正謄本；
  - 2) 共和国内にある統括代理人の住所の証明書；
  - 3) 取締役および経営責任者の名簿；
  - 4) 本店所在国の監督官庁の作成したもので、企業が営業を認められた付表A項目に示された営業種目、および実際に行っている営業を記載した証明書；
- b) 共和国内に設立された支店に共和国内で営業している事業の特別帳簿を備え置くこと、および行われた取引に関連する書類を保存すること；
- c) 第103条以下の規定に従って、支払余力を確保すること；
- d) 第95条の規定に従って、共和国内で営もうとする事業方法書を提出すること；
- e) 本政令に基づいて、免許を交付するために必要なその他のすべての書類を作成すること。

(参照：78年法律295号19条・26条4項)

#### 第95条（事業方法書）

**第1項** 事業方法書には以下の内容が記載されなければならない：

- a) 企業が引き受けようとする危険；
- b) 保証基金の最低限度額以上の額を積み立てるための財源項目；
- c) 共和国内における経営管理および技術部門の創設費，中心および周辺部門の営業創設費，代理店および営業機構の開設に必要な予算，ならびに企業が共和国内に保有する機構基金を構成する資産項目。ただし，この基金は，第12条第5項に基づいて決定された額の半額を超えてはならない；
- d) 企業が引受危険を出再する場合の基準；
- e) 企業が種目18番（救援費用）に含まれる危険を引き受けようとする場合には，企業が救援行為に対応するために配備する人材および装備。

**第2項** 事業方法書にはこの他に，最初の3事業年度に関して，第14条第2項の内容に関する予測が記載されなければならない，それには第15条の技術的報告書が添付されなければならない。

**第3項** この他に直近3年間の貸借対照表，および企業の事業期間が3年未満の場合には，直近の貸借対照表が添付されなければならない。

**第4項** 第14条第3項および第4項の規定が適用される。

（参照：78年法律295号20条）

## 第96条（免許の拒否）

**第1項** 企業が前条までの営業開始条件の全部または一部を遵守しない場合，および以下の場合には免許が交付されないことがある：

- a) 企業が第95条第1項c文の機構基金を構成する資産項目を，共和国内に十分に保有していない場合；
- b) 事業方法書が保険企業の健全な経営に関する財務要件，および技術的規則を充足していない場合；

c) 統括代理人または支店の実際の営業を委任された人が、第52条第3項の要件を充足していない場合。

**第2項** 企業の本店所在国が、当該国内で支店を設置しようとする、またはすでに設置した共和国内に本店を有する企業について、平等待遇性の原則または相互性の原則を遵守しない場合には、免許が交付されないことがある。

(参照：78年法律295号24条・27条)

### 第97条（他種目への免許の拡張）

**第1項** 付表A項目に示された単一または複数の種目の営業について、すでに免許が交付されている企業は、付表同項目に示された他の種目にその営業を拡張する場合には、第93条に定められた形式および様式で認可されなければならない。

**第2項** 拡張免許を取得するためには、企業は以下の行為を行わなければならない：

a) 免許が申請される新種目に関連する事業方法書を第95条に定められた内容に従って作成し、提出すること。それには、同条に定められた書類が添付される；

b) 支払余力および保証基金について、規定の通りであることを証明すること。この場合、免許の拡張が申請される新種目、および第93条第4項b文の担保資産の確保が考慮される。

**第3項** 事業方法書には、第15条の技術的報告書の他に、承認された最新の貸借対照表が添付されなければならない。

**第4項** 本条の規定は第16条第4項に示された場合にも適用される。

(参照：78年法律295号28条)

### 第98条（生命保険事業およびカピタリゼーションの営業免許）

**第1項** 本店所在国において、もっぱら付表A項目に示された種目1

(傷害) および種目2 (疾病) を営んでいる本章の企業が、生命保険政令付表I A項目に示された事業をもあわせて営もうとする場合には、当該企業は、本店所在国の同等の免許が交付されていることを条件として、本政令に定められた規定に従って、この免許を交付されることができる。

#### 第99条 (他の適用規定)

第1項 第9条第3項および第4項、第10条、第18条ならびに第19条の規定は、本章の企業についても適用される。

(参照：78年法律295号29条)

#### 第100条 (スイス連邦に本店を有する企業に関する特別規定)

第1項 スイス連邦に本店を有する企業で、共和国内で付表A項目に示された事業を営もうとする企業は、第93条第4項b文および第6項の規定の対象とはならない。

第2項 第1項の企業は、免許の申請書に本店所在国の監督官庁の発行した証明書を添付しなければならない。それには、当該企業が、第39条に定められた最低保証基金を確保していること、第33条以下の規定に基づいて算定された支払余力を確保していることが記載されていることを要する。ただし、支払余力の額が規定の額を超える場合に限る。

第3項 第2項の証明書には、この他に、第95条第1項c文の費用を確保するために、企業が共和国内において有する財務資産の額が示されなければならない。

第4項 第1項の企業には、担保資産に関する第96条第2項および第97条第2項b文の規定は適用されない。

(参照：78年法律295号19条3項5号；94年法律146号19条 (1993年連合法))

## 第2節 営業の条件

### 第101条（監督）

第1項 本章の企業の支店は ISVAP の監督の対象となる。それには第21条の規定が適用される。

（参照：92年指令49号9条・40条；78年法律295号66条）

### 第102条（技術的準備金）

第1項 本章の企業は、支店の保有契約に含まれる保険および事業活動について、技術的準備金の原則に関する第23条以下の規定に従わなければならない。

第2項 技術的準備金の担保に供される資産の所在地に関しては、第27条第7項の規定が適用される。ただし、被保険者および保険金請求権者の利益を保護するために必要とみなされる場合には、ISVAP は当該資産を共和国内に所在するように要請することができる。

（参照：78年法律295号50条）

### 第103条（支払余力および保証基金の算定）

第1項 本章の企業は、支店に関して、適用される限りにおいて、第33条第2項以下の規定に従って積み立てられる支払余力を確保しなければならない。

第2項 支払余力は、支店により営まれる事業を考慮して、第35条以下の規定に従って算定されなければならない。

第3項 支払余力の3分の1以上は保証基金を構成しなければならない。第93条の規定に基づいて企業に交付された免許に関する種目については、この基金の額は第39条に定められた金額の半分を下回ってはならない。

第4項 支払余力を構成する資産は、保証基金の総額が積み立てられるまで共和国内に備え置かれなければならない。この金額を超える部

分については、他の加盟国内に備え置かれることができる。

**第5項** 第1項の規定は、他の加盟国内においても活動が認められている企業で、第104条に基づいて、他の加盟国のうちのひとつの監督官庁が行う支払余力に関する包括的監督の対象となっている企業には適用されない。

(参照：78年法律295号50条・51条)

#### **第104条（複数の加盟国内において活動する企業の優遇措置）**

**第1項** 共和国内における事業免許を申請する際、単一または複数の加盟国内において、付表A項目に示された事業の中で損害保険の営業に関する免許が交付されているか、または当該国に事業免許を申請している本章の企業は、以下の内容を申請することができる：

- a) 第103条第2項に違反する場合には、加盟国内に所在する支店による包括的な事業活動を考慮して、支払余力を算定する権限が与えられること；
- b) 第93条第4項b文に定められた担保を、当該加盟国のうちの一国内だけに積み立てる権限が与えられること；
- c) 企業が支店を有する加盟国のいずれか一国内に、保証基金の最低限度額を構成する資産を保有する権限が与えられること。

**第2項** 第1項の申請は、ISVAPおよび他の関係加盟国の監督官庁に提出される。

**第3項** 第1項に定められた優遇措置は、共和国内における営業免許を交付された後に、単一または複数の他の加盟国内においても支店を設置しようとする企業によっても、申請されることができる。

**第4項** 企業は申請にあたり、加盟国内に設置されている支店が行なっている事業の全体に関する支払余力の監督を委託する監督官庁を明示しなければならない。この申請には理由が示されなければならない。

**第5項** この申請が承認された場合には、企業はヨーロッパ連合内で営まれる全事業に関する支払余力の監督が委託された監督官庁の所在加盟国内において、第93条第4項b文に定められた担保を設定しなければならない。

(参照：78年法律295号53条)

#### 第105条（優遇措置を適用する条件および制限）

**第1項** 第104条第1項の優遇措置は、すべての関係加盟国が連帯して同意することにより承認される。優遇措置は、すべての関係加盟国の同意の後に、支払余力の包括的な監督を委託された監督官庁が、関係加盟国に対して監督を行なう体制が整えられたことを通告した日から発効する。優遇措置が関係加盟国の監督官庁のひとつにより取り消された場合、優遇措置はすべての関係加盟国において効力を失う。

**第2項** 支払余力の包括的な監督を委託された監督官庁は、その他の関係監督官庁から当該監督の実行に必要な情報を取得する権限を有する。

(参照：78年法律295号54条)

#### 第106条（優遇措置を享受する企業に関する支払余力の算定）

**第1項** 第104条第1項の優遇措置が承認された企業は、加盟国内に所在する全支店による事業活動で営まれている包括的事业を考慮して、支払余力を算定しなければならない。

(参照：78年法律295号55条)

#### 第107条（事業方法書の実施状況の監督）

**第1項** ISVAPは第95条に基づいて提出された事業方法書の実施状況を監督する。



第2項 企業は最初の3事業年度に関して、事業方法書の遂行に関する計算書類を半年ごとにISVAPに提出する義務を負う。

第3項 ISVAPは事業方法書および定款の変更内容、ならびに第94条第1項a文に示された人に関連する違反のすべてを、ISVAPに届け出なければならない。事業方法書の変更内容は、ISVAPにより認可されなければならない。

(参照：78年法律295号56条)

#### 第108条 (生命保険事業およびカピタリゼーション事業の営業条件)

第1項 もっぱら傷害および疾病種目を営んでいる企業で、生命保険政令付表Iの生命保険事業の営業免許の交付をも希望する企業は、同政令に定められた営業条件に従わなければならない。この場合、第22条、第72条および第78条の規定が適用される。

#### 第109条 (ISVAPへの届出)

第1項 本章の企業は第41条の規定の対象となる。

#### 第110条 (非加盟国内に本店を有する企業の共和国内における役務提供の自由に関する事業活動に対する禁止事項)

第1項 非加盟国内に本店を有する企業は、共和国内で役務提供の自由に関する事業活動によって付表に示された事業を営むことを禁止される。本項は、他の加盟国内に本店を有する企業の他の非加盟国内に所在する支店についても適用される。

第2項 共和国内に実際の住所を有する者、または本店を有する法人は、第1項の規定に違反して活動している企業との間で契約を締結してはならない。この他に、契約の締結に関するいかなる仲介形態も禁止される。

(参照：78年法律295号27条の4；92年政令49号7条・2条)

**第111条（スイス連邦に本店を有する企業に関する特別規定）**

**第1項** 第100条の企業は、第103条から第106条までの規定の対象とはならない。

（参照：94年法律146号19条（1993年連合法））

**第3節 商工省および ISVAP の措置**

**第112条（技術的準備金および支払余力に関する規定の違反）**

**第1項** 本章の企業の支店が技術的準備金および支払余力に関する規定に違反する場合には、それぞれ第61条、第63条および第64条の規定が適用される。

**第2項** 第104条に基づいて、ISVAPがその支払余力を監督している企業で、他の加盟国も含めて外国に所在する企業の支店が支払余力に関する規定に違反した場合には、ISVAPは共和国内に所在する当該企業の支店に対して、第62条および第64条の措置を講じ、当該支店が資産を保有する他の加盟国の監督官庁に対して、その旨を通告する。

**第3項** 第2項の措置が講じられた場合、ISVAPは当該支店が資産を保有する他の加盟国の監督官庁に対して、資産の処分を禁止するよう要請することができる。その場合、これらの手段の対象となるべき資産を指定する。

**第4項** 支払余力の状態が、第104条に基づいて、他の加盟国の監督官庁により監督されている場合、第2項の措置の採用権限は、企業が共和国内に保有している資産につき、第3項の権限を行使することのできる監督官庁に帰属する。

（参照：92年指令49号13条；78年法律295号52条）

**第113条（免許の取消および失効）**

**第1項** 企業は第65条第1項に該当する場合には、支店に対して交付

された免許を失う。

**第2項** 支店に対してなされた免許の取消は、第66条に該当する場合には、ISVAPの提案に基づき商工省によりなされる。

**第3項** この他に、免許は以下の場合に取り消されることができる：

- a) 企業の本店所在国の監督官庁がイタリア国内に本店を有する企業について、平等待遇性と相互性の利益を否定した場合；
- b) 前掲監督官庁がイタリア企業の保有する財産の自由な処分を制限した場合、または共和国内における通常の営業活動について企業に必要な資金の移転を阻止する場合。

**第4項** 企業の本店所在国で付表A項目に示された保険事業の免許が取り消された場合には、第1項の企業に交付されて免許は取り消されなければならない。ヨーロッパ連合内で当該企業の行なっている全営業活動に必要な企業の支払余力の状態を監督する加盟国の監督官庁が、支払余力および保証基金の確保に不備があると判断して同等の措置を講じた場合には、その免許は取り消されなければならない。この場合、取消は当該企業の全営業種目に関してなされなければならない。

**第5項** 取消および失効については、それぞれ第65条第2項および第67条の規定が適用される。

(参照：78年法律295号58条・59条)

#### **第114条 (免許取消の効果)**

**第1項** 支店に対してなされた免許取消の効果は、第69条により規律される。

**第2項** 取消措置が第113条第3項a文およびb文に示された理由で講じられる場合には、ISVAPは本章の企業が当該支店を任意清算に付することを認めることができる。この場合、ISVAPは企業に対して当該措置を講ずる期間を定める。この期間が終了しても企業

が当該措置を講じない場合には、商工省はISVAPの提案に基づいて、企業の支店を行政上の強制清算に付する。

(参照：78年法律295号61条)

#### 第115条（他の加盟国の監督官庁への通告）

第1項 本章の企業に対してなされた免許の取消，失効，行政上の強制清算および第114条に定められた措置は，ISVAPによって，当該企業が活動している他の加盟国の監督官庁に通告される。

(参照：78年法律295号63条)

### 第4節 他の適用規定

#### 第116条（貸借対照表，計算書類および他の経営管理の遂行）

第1項 本章の企業は，会社の営業，貸借対照表および関連書式の作成，共和国内で営まれる事業に関する財務状況および特別な決算書の作成，貸借対照表の承認期間，ならびに民法典第2435条の書類を添付したものをISVAPへ提出する期間については，1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業に関する法律の統一法典第55条，第56条，第58条および第61条の規定に従う。

第2項 第1項の企業には，この他に，第72条第3項，第4項および第5項の規定が適用される。

第3項 第1項の企業は，共和国内に所在する各支店の支払余力の状況に関して，第72条第2項の規定に従わなければならない。同企業はこの他に，ISVAPが第104条に基づいて支払余力の状況の監督権限を行使している場合，ヨーロッパ連合内に所在する全支店の支払余力の状況に関して，前掲の規定に従わなければならない。

第4項 生命保険政令付表Iに示された保険事業を，直接にまたは共和国内の支店を介して営んでいる会社が，付表Iの事業を営んでい

1995年3月17日政令第175号

る本章の企業と、資金面、取引面または経営管理面において関係する場合には、ISVAPは、取り決められた合意または協定が、経費および収益の配当を歪めることのないように監督する。

(参照：78年法律295号67条)

#### 第117条（貸借対照表の承認）

第1項 本章の企業は、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された統一法典第58条に定められた財産状況に関する証明書および特別な決算証明書に関し、第73条の規定に従わなければならない。

#### 第118条（保有契約の包括移転）

第1項 共和国内に所在する支店の保有契約が任意に包括移転される場合には、譲渡企業は第75条第1項および第2項に基づいた認可を受けなければならない。

第2項 移転は以下の企業に対して行われる：

a) 移転する保有契約が非加盟国内に所在する支店に対して移転されないという条件で、共和国または他の加盟国内に本店を有する企業；

b) 移転する保有契約が共和国内に所在する当該企業の支店に対してなされるという条件で、非加盟国内に本店を有する企業。

第3項 第2項a文の場合には、譲受企業は第75条第3項および第7項の条件を充足しなければならない。

第4項 第2項b文の場合には、譲受企業の支店が、包括移転に必要な支払余力を確保していることが審査された場合に認可が行なわれる。支払余力の監督が、第104条の規定に合致して、企業の営業所について他の加盟国の監督官庁に委任されている場合には、この審査権は証明書を発行する当該官庁に帰属する。

第5項 第75条第11項および第12項の規定が適用される。

(参照：92年指令49号53条)

#### 第119条（他の適用規定）

第1項 本章の企業には、第68条の規定が適用される他に、第112条の規定を考慮する限り、第70条、第74条、第77条、第78条および第79条の規定が適用される。

#### 第5節 法人の設立および支配権の取得に関する規定

第120条（非加盟国内に本店を有する企業の保険事業免許の取得、および支配保有の取得に関する通告）

第1項 ISVAPはヨーロッパ連合委員会に、以下の内容を通告する：

- a) 非加盟国内に本店を有する企業により支配される新設企業に対して交付された、保険事業に関するすべての認可；
- b) 共和国内に本店を有する企業に対する支配権を、非加盟国内に本店を有す企業が取得することに対するすべての認可。

第2項 第1項a文の状況にあると判断された企業が認可された場合には、支配関係の構造は、ISVAPが委員会に送付した通告の中に、特別かつ詳細に記載されなければならない。

(参照：78年法律295号27条の2)

#### 第121条（互恵原則の侵害）

第1項 ISVAPは委員会に対し、共和国内に本店を有する企業が非加盟国内で、営業所に関する事業活動に基づき、営業開始および営業を行うことができなくなった旨を通告する。この場合には、1991年1月9日法律第20号第10条第5項の規定が適用される。

第2項 ISVAPは委員会の決定に従い、第106条第1項の状態にあるとみなされる企業に対して、3ヶ月間にわたり免許交付手続を中断

1995年3月17日政令第175号

する。この期間経過後、委員会の決定がヨーロッパ連合理事会により延期された場合には、免許は否定される。

**第3項** 第2項の規定は企業による被支配会社、またはヨーロッパ連合において正当に認可された被支配会社、および企業における被支配会社の支配権の取得には適用されない。

**第4項** ISVAPは要請に応じて、以下の内容を委員会に報告する：

- a) 非加盟国内に本店を有する他の企業により支配されている新設企業が提出した、事業認可に関するすべての申請；
- b) 非加盟国内に本店を有する企業が、共和国内に本店を有する企業の支配権を取得したことに対する認可に関するすべての申請。

(参照：78年法律295号27条の3)

## 第5章 契約に関する規定

### 第122条（適用される規定）

**第1項** 危険所在加盟国がイタリア共和国の場合、契約には国際私法の規定を排除して、イタリア法が適用される。

**第2項** 強行規定の適用上生じる制限を除いて、当事者は契約に他国の法規を適用するよう合意することができる。

**第3項** 義務を課す国により規定された強制保険に関する特別規定は、契約法の規定に優先する。契約法が複数の国で活動することを目的とする担保を規定している場合には、関係国の特別規定が優先する。

**第4項** 本条が適用されない限り、1984年12月18日法律第975号で有効とされている1980年6月19日ローマ条約の規定が適用される。この場合、適用のために、契約は危険が所在する国との間のより制限された関連を提示すると推定される。

**第5項** 他の加盟国に所在する危険に関する損害保険契約は、当該加盟国の制定法により規制される。ただし、当事者が当該国の制定法

に準じて、契約を他の加盟国の制定法に服させないことを合意した場合を除く。

(参照：92年政令49号27条；92年政令49号27条)

### 第123条（契約者への情報提供）

**第1項** 営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動に基づいて、共和国内で事業を営んでいる企業は、契約を締結する前に、契約者に対して、以下の情報を提供しなければならない：

- a) 当事者が選択の自由を有していない場合、または当事者が適用される法規を選択する自由を有していない場合には、契約に適用される法規、および、この場合に保険者が選択する法規；
- b) 契約に関する異議の申立を検討するための法規。これには異議の申立を検討する部局が含まれる。

**第2項** 第1項の義務は、契約者が自然人の場合に限り適用される。

**第3項** 第1項の情報は明瞭かつ正確に書面で提供されなければならない。それらは、契約者が別の言語で作成することを要求しない限り、イタリア語で作成されなければならない。

**第4項** 第1項の企業は、保険の申込を承諾する前に、契約者に対して、当該契約が締結される本店または支店の所在加盟国名を知らせなければならない。この情報は、契約者に随時供給される書面で提供されなければならない。

**第5項** 第4項の義務は巨大危険に関する契約には適用されない。

**第6項** 契約が自動車および船舶の強制保険に関する場合には、企業はこの他に、書類の中に、第90条の保険事故管理代理人の名称および住所を記載しなければならない。

**第7項** 保険契約の申込時、契約締結時または保証に関するその他の書類の作成時には、本店の住所、および場合によっては、保険の引



受に関する代理人の住所が記載されなければならない。

第8項 第2章および第4章の企業は、この他に、申込証、保険証券および一般大衆に認識させるために必要なその他のすべての書類の中に、以下の表示をしなければならない：《ISVAPの認可により保険事業の営業が認可された企業》という文言、および当該措置の発効日、証書を公示したイタリア共和国官報の日付と番号。複数の認可がなされた場合には、最初の措置の必要事項を示すだけで足りる。

(参照：92年指令49号31条・43条；78年法律295号70条)

## 第6章 保険に関する税法の修正および補完

### 第124条（租税および納税義務）

第1項 1961年10月29日法律第1216号第1条において、最初の5項は以下の内容に代わる：

《以下は、普通付加率（付表A）で定められる税金の対象となる：

- a) 建物が共和国内に所在する場合には、建物およびその中に存在する動産で、商業運送中でない物に関する保険；
- b) イタリアで登録された自動車、船舶または航空機に関する保険；
- c) 4ヶ月以下の保険期間を有する旅行または休暇に伴う危険に関連する保険で、共和国内で締結されたもの；
- d) イタリアにおいて輸出入される商品に関する保険で、共和国内に住所または本店を有する主体のために締結されたもので、その保険について外国で税金が支払われていないもの；
- e) 契約者が共和国内に住所を有するか、または法人の場合には、契約が関連するもしくは被保険者が属する住所もしくは所在地が存する、前掲a文、b文、c文およびd文に示されたものとは異なる損害保険；

f) 契約者が共和国内に住所を有するか、または法人の場合には、契約が関連するもしくは被保険者が属する住所もしくは所在地が存する生命保険》。

第2項 1961年10月29日法律第1216号第2条は削除される。

第3項 1961年10月29日法律第1216号第3条第1項後段の規定は、共和国内に本店を有する企業の引き受けた再保険、または支店を介してイタリアで営業している企業の引き受けた再保険で、それが外国に所在する危険に関する保険については、当該国の法規に基づく税金が賦課されるという意味となる。

第4項 1961年10月29日法律第1216号およびその後の修正に基づいた税金が支払われる保険の保険料は、収益に賦課された税金の支払が契約者の責任となる場合には、その税金の対象となる企業の収益から控除される。

第5項 イタリアに所在する危険に関する保険契約はすべて、この他に、現行法の規定に従って保険料に賦課される類似租税責務の対象となる。

(参照：92年指令49号46条；92年政令49号28条)

## 第7章 保険事業に関する法律の修正および補完

第125条 (1978年6月10日法律第295号、1991年11月26日政令第393号および1992年1月15日政令第49号に関する規定)

第1項 1978年6月10日法律第295号は廃止される。

第2項 1991年11月26日政令第393号は、第3条および第12条を除いて廃止される。

第3項 1982年8月7日法律第526条第8条、1990年2月28日法律第38号における修正により代替された1989年12月28日政令第415号第25条、1986年1月31日法律第11号における修正により代替された1985

1995年3月17日政令第175号

年12月2日政令第688号第1条の4は、本政令の施行日から2ヶ月が経過した時点で廃止される。

第4項 1992年1月15日政令第49号は、第38条、第39条および第40条を除いて廃止される。

第5項 1992年12月17日政令第509号は廃止される。

## 第126条（自動車および船舶の運航に起因する損害に関する強制民事賠償責任保険法の修正および補完）

第1項 1969年12月24日法律第990号に、以下のような修正および補完が施される：

a) 第10条は以下の内容に代わる：

### 《第10条

第1項 強制保険契約は、現行法に基づいて、営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動によって、共和国内で自動車の運行に起因する損害に対する民事賠償責任保険を営むことを認可された企業との間で、締結することができる。》；

b) 第11条は以下の内容に代わる：

### 《第11条

第1項 企業は、自動車および船舶の運行に起因するすべての危険に関して事前に定めておかなければならない保険約款および料率に基づいて、彼らに提示された強制保険に関する申込を承諾する義務を負う。

第2項 その性質上、企業により定められた料率に依拠することができない危険については、当該企業は、純保険料の決定に必要な統計的要素を認識するために、必要な要素を利用しなければならない自動車強制保険を営んでいる企業で構成される単一または複数の組織が所有する情報を利用することができる。

第3項 第2項の規定は、主観的または客観的原因のいかんを

問わず、企業により定められたものと比べて特殊または例外的な性質を有する危険についてもまた適用される。

第4項 第2項および第3項の危険に関する純保険料の決定に関して企業が使用する統計的要素は、適宜、第2項に示された機関に報告されなければならない。》；

c) 第11条の後に以下が挿入される：

《第11条の2

第1項 自動車および船舶の運航の起因する損害に関する民事賠償責任保険の保険料については、保険者、有責者、および自動車および船舶の運航による被害者に支払われる賠償金の償還に関して、1969年12月24日法律第990号第20条に基づいて指名された企業に対して、国内医療活動を義務なくして供給する州および他の法人が行った行為を代替する分担金が適用される。

第2項 分担金は、6.5パーセントの割合で、徴収された保険料に課税され、保険証券および領収書に明記されなければならない。保険者は、分担金の額について、契約者に対して求償権を有する。

第3項 分担金に充当される保険料の額の決定および届出、分担金の徴収およびそれに関する制裁には、1961年10月29日法律第1216号およびその後の修正が適用される。》。

d) 第12条は以下の内容に代わる：

《第12条

第1項 自動車、およびISVAPの措置により特定された他の範疇に属する自動車について、保険契約が締結されなければならないのは、特定の保険期間が進行中に、保険事故の発生または不発生に関連して、締結行為に適用される保険料の増加または減少における変化を毎年更新日に定めている保険約款に基づく場合か、または損害賠償について被保険者に分担を求める《小損害免

責》条項に基づく場合である。

第2項 ISVAPは第1項の範疇に属する自動車を特定するにあたり、予防的要求を考慮する。》；

e) 第15条は削除される；

f) 第16条は以下の内容に代わる：

《第16条

第1項 自動車の運行の起因する損害に関する民事賠償責任保険を営むための免許は、企業が以下の状態になった場合には、取り消されることができる：

a) 第11条の履行を不当に拒否する場合；

b) 第30条および第31条の履行を怠るかまたは遅延する場合。》；

g) 第17条は第3項を除いて削除される；

h) 第19条第1項c文は以下の内容に代わる：

《c) 営業所に関する事業活動または役務提供の自由に関する事業活動によって共和国内で活動している企業で、かつ事故の発生時に、強制清算の状態またはその手続中である企業との間で付保された自動車または船舶。》；

i) 第19条の後に以下の条文が挿入される：

《第19条の2

第1項 交通事故犠牲者保証基金は、この他に、第2章および第4章の規定に基づいて、他の加盟国内で活動しているイタリアの内国企業との間で保険契約が締結された他の加盟国で登録された自動車が、同国で引き起こした保険事故についても、賠償する責任を負担する。ただし、事故発生時に当該企業が強制清算の状態またはその手続中である場合に限る。

第2項 商工省は、イタリア共和国官報に掲載される省令で、《交通事故犠牲者保証基金》を管理運営する CONSAP（保険サー

ビス総代理株式会社) に対し、第1項の事故の賠償に関して、他の加盟国の保証基金との協定を締結するように命ずることができる。》；

- l) 第19条において繰り返し使用されている《全国保険公社》という文言は、以下の文言に代わる：《CONSAP（保険サービス総代理株式会社）》；
- m) 第20条第1項および第4項における《全国保険公社による》および《全国保険公社の》という文言は、それぞれ以下の文言に代わる：《CONSAP（保険サービス総代理株式会社）による》および《CONSAP（保険サービス総代理株式会社）の》；
- n) 第22条第1項における《全国保険公社に》という文言は、以下の文言に代わる：《CONSAP（保険サービス総代理株式会社に）》；
- o) 第31条第3項における《全国保険公社に》という文言は、以下の文言に代わる：《CONSAP（保険サービス総代理株式会社に）》；
- p) 第36条第3項における《全国保険公社に》という文言は、以下の文言に代わる：《CONSAP（保険サービス総代理株式会社に）》；

**第2項** 1977年2月26日法律第39号における修正により代替された1976年12月23日政令第857号には、以下の修正および補完が施される：

- a) 第2条は以下の内容に代わる：

《第2条

**第1項** 1969年12月24日法律第990号の自動車および船舶の強制保険の毎年の更新日において、企業は契約者に対し、以下の内容を記載した証明書を交付しなければならない：

- a) 証明書が交付される更新日；
- b) 1969年12月24日法律第990号およびその後の修正第12条

1995年3月17日政令第175号

に基づいて契約が締結される料率表；

- c) ISVAP の示した様式に従った直近の5年間に発生した事故件数；
- d) 特定の保険期間の進行中に、保険事故の発生または不発生に関連して、毎年 of 更新日に、締結行為に適用される保険料の増加または減少における変化を定めている保険約款に基づいて契約が締結される場合における、需給原因の等級および継続的な年金受給者の等級。

**第2項** 被保険者が証明書が関連している自動車について他の契約を締結した場合には、証明書が被保険者から保険者に提出されなければならない。

**第3項** 前掲の証明書が企業から交付されない場合には、当該企業は、交付されていない書類ごとに、100万リラの限度において罰金が科される。この場合には、1981年11月24日法律第689号の規定が適用される。罰金刑に関する管轄は、《交通自己犠牲者保証基金》を管理運営する CONSAP（保険サービス総代理株式会社）にその金額を支払う県商工局に帰属する。

**第4項** 第1項c文の義務は、1998年12月31日にその状況が充足されるように、漸次その効力を発生する》；

- b) 第3条第10項における《全国保険公社に》という文言は、以下の文言に代わる：《CONSAP（保険サービス総代理株式会社）に》；
- c) 第7条は削除される；
- d) 第13条における《全国保険公社の》という文言は、以下の文言に代わる：《CONSAP（保険サービス総代理株式会社）の》；
- e) 第14条の2および第14条の3は削除される。

**第3項** 1970年11月24日共和国大統領令第973号第70条第2項は削除される。

第127条（雹、氷、霜および他の自然災害に起因する損害に対する保険に関する規定）

第1項 商工大臣の協力を得た農林食糧大臣の提案による、1988年8月23日法律第400号第17条に基づいて公布された、共和国大統領令に基づく本政令の施行期日から6ヶ月以内に、本政令に準拠した、かつ1992年12月21日E C理事会規則第3932号（n.3932/92/CEE）を配慮した形で、1992年2月14日法律第185号第9条の代替規定が発効する。

第2項 1992年2月14日法律第185号第9条は、第1項の大統領令の公布日まで有効である。ただし、1995年12月31日を限度とする。

第128条（1982年6月10日法律第348号の修正）

第1項 1982年6月10日法律第348号第1条第1項c文は、以下の内容に代わる：

《c）保証種目の営業が正当に認可され、共和国内で営業所に関する事業活動または役務提供の事由に関する事業活動を営んでいる保険企業により公布された保険証券による》。

## 第8章 暫定規則および終則

### 第1節 暫定規則

第129条（経営者の誠実性および専門性の要件）

第1項 第11条第2項c文の命令が発効するまで、本政令の対象となる企業の経営権、管理権および支配権の帰属者は、以下の要件を充足しなければならない：

- a) 3年以上の事業年度にわたり、資本金または設立基金の額が5億リラを超える保険、信用もしくは金融会社または企業の取締役、監査役もしくは理事の職に従事していたこと；



- b) 行政に対する犯罪、公的経済制度、工業および商業に対する犯罪、ならびに財産に対する犯罪について、破産法、会社および法人の分野に関する民法、ならびに税金と金融の分野の現行法規に規定されている犯罪について、そして2年以上5年以下の懲役刑として法定された過失によらない他の犯罪について、有罪が宣告されたこと、無期もしくは3年以上の公職禁止の刑罰を受けたこと、またはその者が直近の3年間に、破産手続、異常な経営もしくは行政上の強制清算にあった会社の役員、取締役、監査役もしくは清算人であったことが報道されていないこと。

第2項 第1項a文の要件に関連する機関について、当該機関の3分の1以上の者が要件を充足していなければならない。

(参照：78年法律295号9条2項3号・16条1項d文)

### 第130条（現行の行政上の措置）

第1項 第11条第2項d文、第23条第5項、第51条第2項および第72条第2項に定められた措置が発効するまで、以下の措置が引き続き適用される：

- a) 1991年7月11日付官報第161号に掲載された、以下の表題を有する1991年7月10日商工省令：《保険企業または法人の株式または持分の取得または引受に関する私保険団体利益企業監督局による認可の承認、停止および取消に関する基準の決定》；
- b) 1981年6月1日付官報第148号に掲載された、以下の表題を有する1981年5月23日商工省令：《共和国内で《信用》および《保証》種目の保険の営業が認可された企業に関する保険料準備金および保険金準備金の決定》；
- c) 1981年12月12日付官報第341号に掲載された、以下の表題を有する1981年10月29日商工省令：《共和国内で雹および他の自然災害により生じた損害に対する保険の営業が認可された企業に関する

る保険料準備金の補完基準》；

d) 1984年6月21日付官報第170号に掲載された、以下の表題を有する1984年6月15日商工省令：《地震、津波、火山の噴火およびそれらに関連する自然災害により生じた損害に対する保険に関する保険料準備金の補完》；

e) 1981年10月24日付官報第293号に掲載された、以下の表題を有する1981年9月21日商工省令：《核エネルギーにより生じた損害に対する保険に関する保険料準備金の補完》；

f) 1992年3月10日付官報第58号に掲載された、以下の表題を有する1992年2月29日商工省令：《救援種目における保険事業の営業に必要な人材および装備の要件》；

g) 1980年6月6日付官報第154号に掲載された、以下の表題を有する商工省令：《私損害保険事業の新法規に関する1978年6月10日法律第295号第67条第2項に基づいて、損害保険事業に関する規定により定められた保険企業の支払余力を証明する書類のモデルの承認》；

第2項 第30条第3項に定められた命令が発効するまで、以下の措置が引き続き適用される：

a) 1988年7月23日付官報第172号に掲載された、以下の表題を有する1988年7月15日商工省令：《自動車および船舶の運航に起因する民事賠償責任に関する保険以外の損害保険の営業を認可された企業に関する特別な事業における保険料準備金および保険金準備金の投資の最高限度額および最低限度額の決定》；

b) 1988年7月23日付官報第172号に掲載された、以下の表題を有する1988年7月15日商工省令：《自動車および船舶の運航に起因する民事賠償責任に関する損害保険の営業を認可された企業に関する特別な事業における保険料準備金および保険金準備金の投資の最高限度額および最低限度額の決定》。

第3項 第2項の措置の適用は、投資の最高限度額の決定に限定される。

**第131条（自動車および船舶の運航に起因する損害に関する強制民事賠償責任保険法）**

第1項 本政令第126条によって挿入された1969年12月24日法律第990号第11条の2の規定は、本政令の施行日の2ヶ月後から徴収された保険料に適用される。保険企業は当該期間内に、管轄区域の中に支店または代理店を有する登記所に、1995年に徴収した掛金に相当する保険料の額を届け出なければならない。

第2項 第126条によって修正された1969年12月24日法律第990号第12条第3項の措置は、本政令の施行日から90日以内に、ISVAPにより講じられる。

第3項 自動車および船舶の運航に関する民事賠償責任保険を営む企業は、1994年7月1日をもって、1969年12月24日法律第990号第14条に定められる連結決算書の中に、引き受けた危険の2パーセントに相当する分担金を記載することを要しない。

第4項 本政令の施行日から90日以内に発効する商工省令をもって、1969年12月24日法律第990号第14条に定められる連結決算書の決済方法が定められる。

**第132条（他国の弁務官に関する証明）**

第1項 本政令第11条第2項c文およびd文の適用にあたって、他国内に所在する弁務官は、犯罪記録保管所の抄本、またはそれが無い場合には、居住国の司法または行政官庁の交付した同等の他の書類を作成することができる。

第2項 居住国内で、第1項に示された書類の交付が規定されていない場合には、当該書類は宣誓声明に代替され、この声明が規定され

ていない国では、宣誓または声明を証明する書類を交付する居住国の司法もしくは行政官庁に關係する者または公証人によりなされる声明に代替される。

**第3項** 第1項および第2項に示された書類は、交付後3ヵ月が経過する前に提出されなければならない。

(参照：86年法律742号89条)

### 第133条 (資本金、保証基金および技術的準備金に関する規定の違反)

**第1項** 本政令の施行期日前に付表A項目に示された事業の営業が認可されていた第2章の企業は、自己の資本金または保証基金が不足している場合には、本政令の施行期日から7年以内に、その額を本政令第12条第1項に定められた最低水準まで高めなければならない。

**第2項** 資本金または保証基金を本条の規定に基づいて、第1項の最低水準に到達するために必要な金額に至るまで、1回または複数回にわたり実行された資本金または保証基金の増額は、100万リラを限度として、登録税、抵当権設定税および不動産登記税が課税される。

**第3項** 第2章および第4章の企業は、1998年12月31日までに第30条第1項a文の規定に合致させるための期間を有する。

**第4項** 第2章の企業は、第23条以下の規定に違反している場合には、スペインで引き受けた債務に関しては1996年12月31日まで、ギリシアおよびポルトガルで引き受けた債務に関しては1998年12月31日までに、当該国の現行国内法に準拠して、かつ当該監督官庁の指示に従って、それぞれの技術的準備金を決定し、提示し、そして備え置く。

(参照：92年指令49号48条・50条)

### 第134条 (疾病保険に関する規定の違反)

1995年3月17日政令第175号

**第1項** 第56条の保険がドイツ共和国連邦に所在する危険に関連し、かつ当該加盟国の監督官庁が発生率表および同条第1項のその他の資料を提示しない場合には、ISVAPは、第56条第2項の保険料算定に関する技術的な基礎をただちに当該監督官庁に送付し、その判断を示すように請求しなければならない。

**第2項** ISVAPがその判断を考慮する必要がないと判断した場合には、第1項の監督官庁に対して、理由を付記した詳細な情報を提供する。

**第3項** 本条の規定は1995年12月31日まで適用される。

(参照：92年指令49号47条)

## 第2節 終 則

### 第135条 (外国への危険の配置)

**第1項** 1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された統一法典第114条第1項、第2項および第3項c文の規定は、共和国内に所在する危険の保険に関して、役務提供の自由に関する事業活動に基づく契約を第2条第1項b文の企業との間で締結した者、および当該契約の締結について仲介行為を行なった者については適用されない。

**第2項** 前項に示した規定は、炭化水素の汚染に関する責任、およびイタリア船籍の船舶、イタリアに所在する船舶機装者または傭船者の使用する船舶に関する副次的危険を含む責任保険契約を外国で締結した者、ならびに当該契約の締結について仲介行為を行なった者についても適用されない。

(参照：92年政令49号7条)

### 第136条 (強制保険に関する規定)

**第1項** ISVAPはヨーロッパ連合理事会に対して、イタリア法が強

制とする保険を通告する。それには以下を添付する：

- a) 各保険に関する現行法；
- b) 保険者が被保険者に給付すべき保険債務の内容を明示した書類の中に記載しなければならない項目。

(参照：92年政令49号19条)

### 第137条（本政令の施行期日前に保険事業免許が交付された企業）

第1項 共和国内で付表A項目に示された事業に関し、本政令の施行期日前に第2章の企業に対して交付されていた免許は、他の加盟国および非加盟国内で活動する場合にも有効である。ただし、いまだ外国で事業を行う権限のない企業については、第2章および第4章の規定に従うべき企業に関する義務が及ぶ。

第2項 本政令の施行期日前に共和国内において、付表A項目に示された事業の営業が認可されていた第3章および第4章の企業の支店で、施行期日前に営業を行っていた支店は、本政令の規定に従って免許に明記された種目の事業を継続することができる。

第3項 本政令の施行期日前に、役務提供の自由に関する事業活動に基づいて外国で保険事業を営んでいる場合において、明確な権限のない企業は、1995年6月30日までに第1項の義務を履行しなければならない。

(参照：92年指令49号52条)

### 第138条（本政令の施行期日前に役務提供の自由に関する事業活動を営んでいた企業）

第1項 本政令の施行期日に、1992年12月17日政令第509号で修正された1992年1月15日政令第49号に基づいて、共和国内で役務提供の自由に関する事業活動を営んでいた企業は、以下の内容を行うことができる：

1995年3月17日政令第175号

- a) 1992年1月15日政令第49号第17条に基づいて活動することが認可されている場合には、本政令第81条に基づく通告を行なうことなく、免許に明記された種目において事業を継続すること。ただし、当該事業を修正しようとする場合には、この限りではない；
- b) もっぱら前文政令第16条に基づいて権限を有する場合には、本政令第81条に基づく事前届出を行うことにより、自己の営業範囲を他の危険の保険に関する契約に拡大すること。

(参照：92年指令49号52条)

### 第139条（再保険への危険の譲渡）

第1項 ISVAPは、技術的準備金の確保および支払余力の算定に関して、共和国内または他の加盟国内に自己の法律上の代表者を持たない、非加盟国内に本店を有する特定の企業に対して、再保険に付されている危険の譲渡を認可することはできない。ISVAPの決定は、もっぱら再保険企業の支払余力に関する評価に基づいてなされなければならない。

(参照：78年法律295号85条)

### 第140条（イタリア・リラのヨーロッパ通貨単位への換算）

第1項 ISVAPは本政令を適用する場合、イタリア共和国官報に掲載される措置によって、毎年12月31日の終了時に考慮されるべきECUのイタリア・リラへの換算を報告する。この換算は、ECUがヨーロッパ連合の全通貨に換算することができる10月の最終日のものとする。

(参照：78年法律295号86条；92年政令第49号5条)

### 第141条（行政罰）

第1項 企業が本政令の規定に違反した場合には、1959年2月13日共和国大統領令第449号およびその後の修正で承認された私保険事業

に関する法律の統一法典第114条および第115条に定められた制裁が適用される。前掲条文に定められた罰金の最低額は10倍となる。

(参照：78年法律295号87条)

## 第142条（施行期日）

第1項 本政令はイタリア共和国官報に掲載された日の翌日に効力を発する。

### 付 表

#### A) 危険の種目別分類

1. 傷害（労働傷害および職業病も含む）：
  - 一括給付；
  - 一時金補償；
  - 混合形態；
  - 運送中の旅客。
2. 疾病：
  - 一括給付；
  - 一時金補償；
  - 混合形態。
3. 陸上車両の車体（鉄道車両を除く）：
  - 次に示す物が被った全損害：
    - 自動車の車両；
    - 自動機関を有しない陸上車両。
4. 鉄道車両の車体：
  - 鉄道車両が被った全損害。
5. 航空機の機体：
  - 航空機が被った全損害。
6. 海上、湖上および河川上運送用具の船体：



次に示す物が被った全損害：

河川上の運送用具；

湖上の運送用具；

陸上の運送用具。

7. 運送中の貨物（貨物，手荷物およびその他の全財産を含む）：

運送手段の性質をいかんを問わず，運送中の貨物または手荷物が被った全損害。

8. 火災および自然災害：

財産が被った全損害（種目3番，4番，5番，6番および7番に含まれる財産を除く）であって，次に示すものを原因とするもの：

火災；

爆発；

暴風雨；

暴風雨以外の自然災害；

原子力；

土地の陥没。

9. 財産に対するその他の損害：

雹または水および盗難以外の事象を原因として財産が被った全損害（種目3番，4番，5番，6番および7番に含まれる財産を除く）であって，種目8番に含まれる種目を除く。

10. 陸上車両民事賠償責任：

陸上車両の使用に伴って生じた全責任（運送人の責任を含む）。

11. 航空機民事賠償責任：

航空機の使用に伴って生じた全責任（運送人の責任を含む）。

12. 海上，湖上および河川上運送用具による民事賠償責任：

海上，湖上および河川上の運送用具の使用に伴って生じた全責任（運送人の責任を含む）。

13. 普通民事賠償責任

種目10番, 11番および12番に示されたもの以外の全責任。

14. 信用：

支払不能による財産上の損失：

輸出信用；

割賦販売；

抵当信用；

農業信用。

15. 保証：

直接保証；

間接保証。

16. 各種金銭損害：

雇用に関連する危険；

収入の減少（一時的）；

異状現象；

利益の喪失；

一般経費の継続；

予想外の取引経費；

市場価格の喪失；

賃貸料および収入の喪失；

前掲以外の間接的な取引損害；

取引以外の金銭損害；

その他の金銭損害。

17. 権利保護：

各種目の中に含まれる危険を、その他の種目の中に分類してはならない。ただし、C項目に定められる場合には、この限りではない。

18. 救援。

**B) 同時に複数の種目について交付される免許の名称**

免許が同時に関連する場合には、

- a) 種目1番および2番：《傷害および疾病》の名称で免許が交付される；
- b) 種目1番の4番目，3番，7番および10番：《自動車保険》の名称で免許が交付される；
- c) 種目1番の4番目，4番，6番，7番および12番：《海上および運送保険》の名称で免許が交付される；
- d) 種目1番の4番目，5番，7番および11番：《航空保険》の名称で免許が交付される；
- e) 種目8および9番：《火災およびその他の財産損害》の名称で免許が交付される；
- f) 種目10番，11番，12番および13番：《民事賠償責任》の名称で免許が交付される；
- g) 種目14および15番：《信用および保証》の名称で免許が交付される；
- h) 全種目：《全損害種目》の名称で免許が交付される。この名称は、その他の加盟国および委員会に報告されなければならない。

**C) 付帯危険**

単一または一群の種目に付帯する主たる危険について免許を取得した企業は、その他の種目に含まれる危険が、次に示す各番に該当する場合には、その危険について別段の免許が申請されることなく、これを引き受けることができる：

主たる危険と関連する場合；

主たる危険に対して保証される主体に関連する場合；

主たる危険を保証するその契約によって引き受けられる場合。

A項目の種目14番，15番および17番に含まれる危険は、その他の種目

の付帯危険とはみなされない。

ただし、第1項の条件が充足されている限り、主たる危険が、住所もしくは居所から移動中もしくは不在の間に、危険に遭遇している人に対してなされる救援活動のみに関連している場合、または主たる危険が、海上船舶の利用に関する係争、もしくはその利用に関連する場合には、種目17番に含まれる危険は、種目18番の付随的危険とみなされる。

(以上)

〔追 録〕

政令第175号の適用に際して施行されるべき一般的性質の措置：

共和国大統領：

- －電、氷および霜に起因する損害、ならびに他の自然災害に起因する損害に対する保険に関する規定（第127条）

商工省：

- －管理者の誠実性および専門性の要件 [第11条第2項c文]
- －救援種目の営業に関する要件（第51条第2項）
- －他の加盟国の保証基金との協定を締結する認可 [第126条第1項i文]
- －連結決算の決済（第131条第4項）

ISVAP：

- －機構基金の最低限度額（第12条第5号）
- －進行中の危険に関する保険料準備金の担保（信用、電、自然災害、核エネルギー（第23条第5項））
- －技術的準備金の担保：金融市場および証券市場の他手段明示 [(第27条第2項a文最終段)]
- －技術的準備金担保のための投資の最高限度額（第30条第2項・第3

1995年3月17日政令第175号

項)

- －技術的準備金担保のための投資の制限基準（第30条第3項）
- －技術的準備金担保資産の登録モデル（第31条第2項）
- －行なわれている事業の技術的決算報告所のモデル（第58条第3項）
- －支払余力を証明する計画モデル [第72条第2項]
- －自動車の範疇に入る保険約款に関する特別規定 [第126条第1項d文]
- －イタリア・リラのヨーロッパ通貨単位への換算（第140条）

(1996年11月23日脱稿)